

令和5年度 業務報告



厚生労働省 近畿厚生局

はじめに

近畿厚生局は、近畿地域2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、平成13年1月に設置されて以来、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等の取締りなどに関する業務を行っております。

「ひと、くらし、みらいのために」をキャッチフレーズに、国の社会保障政策に関する各種取組を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心して安全なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

本書は、令和5年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様をはじめ地方自治体や関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

目 次

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革	1
2 組 織	6
3 所在地等	7
4 近畿厚生局の行動指針	9

II 業務の概要及び実績

<総務・年金部門>

1 総 務 課	10
2 企画調整課	11
3 年金指導課	14
4 年金調整課	16
5 年金審査課	21
6 社会保険審査官	23

<健康福祉部>

7 健康福祉課	24
8 医 事 課	41
9 薬事監視指導課	53
10 食品衛生課	53
11 地域包括ケア推進課	60
12 保 險 課	66
13 企業年金課	68

<指導部門>

14 管 理 課	70
15 医 療 課	73
16 調 査 課	76
17 特別指導第一課・特別指導第二課	77
18 指導監査課・府県事務所	78
19 麻薬取締部	83

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

<年金調整課関係>

- ・ 学生納付特例事務法人一覧 87

<健康福祉課関係>

- ・ 生活保護法に基づく指定医療機関等一覧 91
- ・ 各種養成施設管内府県別指定状況一覧 92
- ・ 各種養成施設一覧 93

<医事課関係>

- ・ 医師臨床研修病院一覧（基幹型） 102
- ・ 歯科医師臨床研修施設一覧 106

<食品衛生課関係>

- ・ 総合衛生管理製造過程承認施設一覧 107
- ・ 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧 108
- ・ 対 EU 輸出水産食品に係る認定施設等 110

I 近畿厚生局の概要

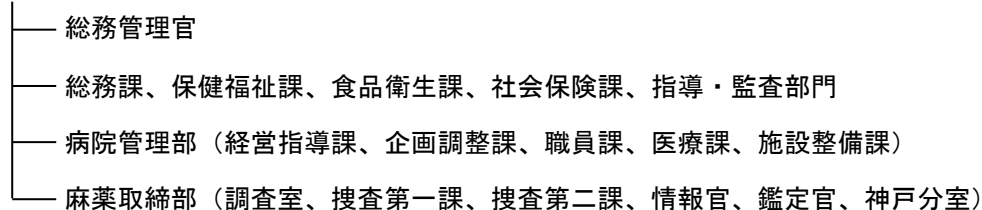
1 沿 革

●平成 13 年 1 月

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局 長



●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画・立案・調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るために指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成22年1月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るために特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成22年4月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

●平成26年4月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のために調査課を設置しました。

●平成27年4月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成27年2月末で受付を終了し、同年3月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審査のうえ、公平かつ公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正審議会が設置され、局内には年金審査課を設置しました。

また、組織改正により年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成28年3月

厚生局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことに伴い、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

●平成28年4月

地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務等を行うため、地域包括ケア推進課を設置しました。

●令和2年4月

薬事監視体制の強化に伴い、医事課から切り離し、薬事監視指導課を設置しました。

また、麻薬取締部の密輸対策官を密輸対策課としました。

●令和3年4月

麻薬取締部の捜査体制強化を図るため、捜査企画情報課の体制を見直して、新たに次長と主任情報官を設置しました。

●令和4年4月

地域包括ケアシステムの構築及び医療計画等に関する施策について、施策横断的かつ包括的に課題を分析することにより、厚生労働省の政策の企画・立案を支援し、政策の連携と推進を図るため、新たに地域包括的支援構築施策分析官を設置しました。

※ 近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

＜地方分権第4次・5次・6次一括法施行関係＞

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした法律が、以下のとおり施行されました（一部の事務・権限を除く）。

○第4次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）（平成26年6月4日公布）

○第5次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第50号）（平成27年6月26日公布）

○第6次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号）（平成28年5月20日公布）

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県等へ移譲しました。

＜社会福祉法施行関係＞

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた2以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成28年4月1日から主たる事務所が所在する府県へ移譲しました。

【平成27年4月1日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
2	児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
3	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
4	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
5	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
7	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
8	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		
9	医療法（医療法人（一部）の設立認可・監督）	○		
10	医療法（国の開設する病院等の開設承認等）	○	○	○

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1 1	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
1 3	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 4	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 5	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 6	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 7	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
1 8	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
1 9	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
2 0	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
2 1	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 2	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 3	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
2 4	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
2 5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
2 6	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
2 7	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
2 8	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 9	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
3 0	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 1	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 2	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 3	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 4	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 5	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
3 7	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
3 9	介護保険法（介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
40	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
41	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
42	調理師の試験に関する学力認定等	○		
43	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
麻薬及び向精神薬取締法（麻薬小売業者間譲渡許可）	○		

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
健康増進法（誇大表示の禁止に係る勧告・命令）	○	○

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
社会福祉法（社会福祉法人の認可・監督等）	○		

【平成 29 年 4 月 1 日移譲】

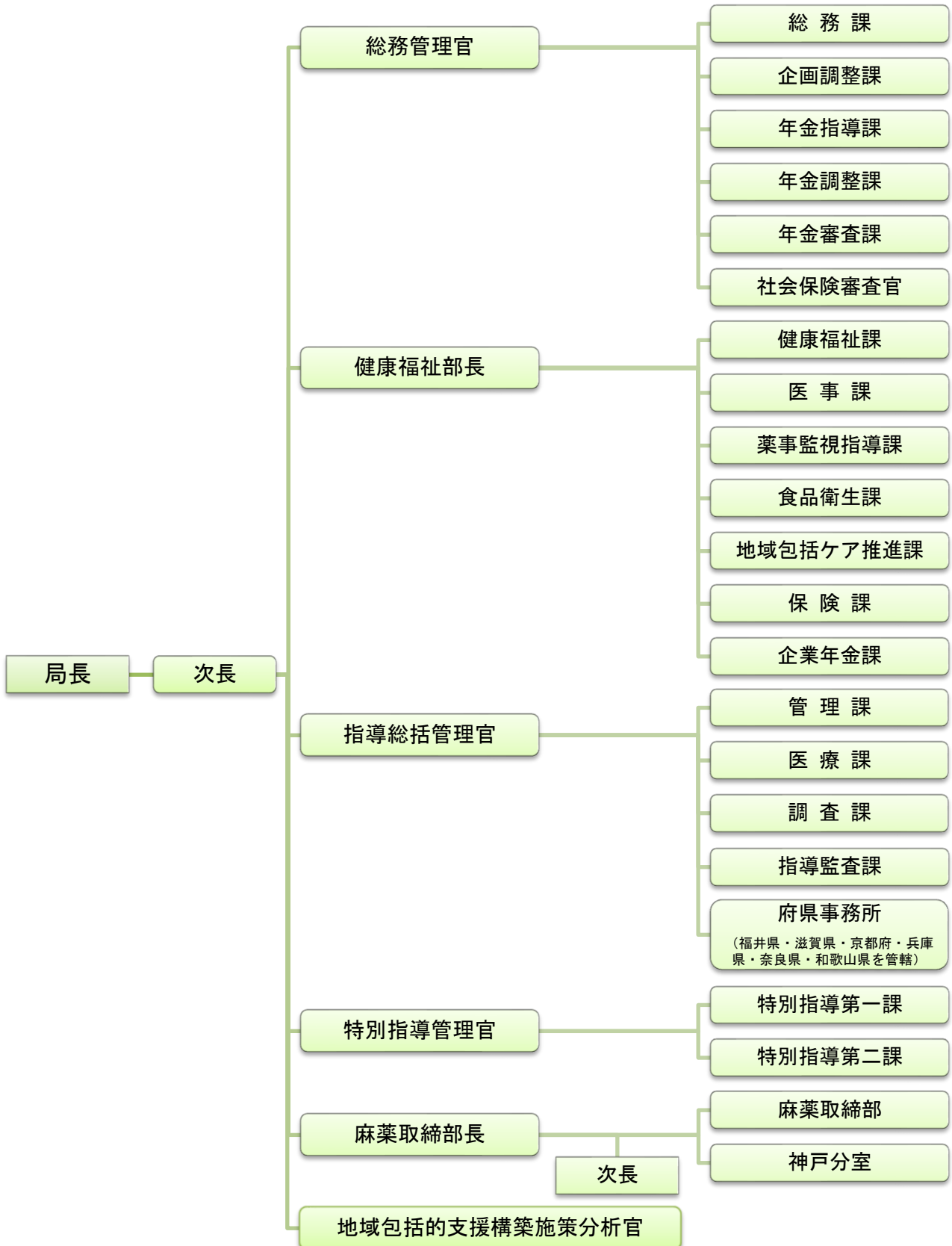
事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（指定検査機関の指定・監督）	○	○

【令和 2 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
医師法（医師の臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限）	○	
毒物及び劇物取締法（毒物又は劇物の原体の製造業、輸入業の登録等）	○	

2 組 織

(令和6年3月31日現在)



3 所在地等 (令和6年3月31日現在)

(1) 本局 住所 〒541-8556 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階・4階

総務課	電話	06-6942-2241	FAX	06-6946-1500
企画調整課		06-6942-2413		06-6942-2249
年金指導課		06-7711-9005		06-7711-9007
年金調整課		06-7711-9006		06-7711-9007
管理課		06-6942-2248		06-6942-2330
医療課		06-6942-2414		06-6942-9125
調査課		06-7711-9012		06-6942-2249
特別指導第一課		06-7711-9003		06-6942-2249
特別指導第二課		06-7711-9004		06-6942-2249
指導監査課				
指導第2グループ		06-7663-7666		06-6942-2249
麻薬取締部		06-6949-6336		06-6949-6339

(2) 第2庁舎(大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階・8階

健康福祉課	電話	06-4791-7311	FAX	06-4791-7352
医事課		06-6942-2492		06-6942-5089
薬事監視指導課		06-6942-4096		06-6942-2472
食品衛生課		06-4791-7312		06-4791-7353
地域包括ケア推進課		06-7711-9020		06-4791-7352
保険課		06-4791-7313		06-4791-7354
企業年金課		06-4791-7314		06-4791-7354
指導監査課				
施設基準グループ		06-7663-7663		
審査グループ		06-7663-7664		06-4791-7355
指導第1グループ		06-7663-7665		
社会保険審査官		06-7711-8001		06-7711-8003

(3) 大阪合同庁舎第2号館別館4階

年金審査課	住所	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館4階		
	電話	06-6941-2308	FAX	06-6941-2400

(4) 府県事務所

福井事務所	住 所	〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7 階		
	電 話	0 7 7 6 - 2 5 - 5 3 7 3	F A X	0 7 7 6 - 2 5 - 5 3 7 5
滋賀事務所	住 所	〒520-0044 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階		
	電 話	0 7 7 - 5 2 6 - 8 1 1 4	F A X	0 7 7 - 5 2 6 - 8 1 1 6
京都事務所	住 所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 691 リそな京都ビル 5 階		
	電 話	0 7 5 - 2 5 6 - 8 6 8 1	F A X	0 7 5 - 2 5 6 - 8 6 8 4
兵庫事務所	住 所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 2 階		
	電 話	0 7 8 - 3 2 5 - 8 9 2 5	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 8 9 2 8
奈良事務所	住 所	〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2 階		
	電 話	0 7 4 2 - 2 5 - 5 5 2 0	F A X	0 7 4 2 - 2 5 - 5 5 2 2
和歌山事務所	住 所	〒640-8143 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 5 階		
	電 話	0 7 3 - 4 2 1 - 8 3 1 1	F A X	0 7 3 - 4 2 1 - 8 3 1 5

(5) 神戸地方合同庁舎

麻薬取締部	住 所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 3 階		
神戸分室	電 話	0 7 8 - 3 9 1 - 0 4 8 7	F A X	0 7 8 - 3 2 5 - 3 7 6 9

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

Ⅱ 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき行政文書の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求件数		360件	389件	340件
開示請求に対する措置	全面開示	147件	159件	145件
	部分開示	207件	195件	184件
	不開示	1件	13件	2件
	取り下げ	5件	22件	9件

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）（※）」に基づき保有個人情報の開示請求に関する業務を行っています。

※令和3年度以前は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求件数	15件	9件	31件

(3) 国有財産の管理処分

① 概要

旧社会保険庁から引き継いだ国有財産（17件）及び日本年金機構から国庫納付された国有財産（令和2年度2件、令和3年度1件）について管理・処分を行っています。令和5年度末までに17件の処分を行い、残りは3件となっています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処分件数	0件	3件	0件
管理件数 (年度末現在)	6件	3件	3件

2 企画調整課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

① 概要

企画調整課では、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、厚生労働本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

② 実績

令和5年度に企画調整課が担った主な業務

- ア 組織目標の策定
- イ 業務計画の進捗管理・業務改革推進月間の取組の促進
- ウ 業務報告の編集
- エ 広報委員会の運営
- オ 職員研修の実施
- カ 防災業務計画・業務継続計画に基づく安否確認訓練の実施
- キ 行動指針の周知

(2) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消しについて審議を行っています。

近畿地方社会保険医療協議会の「総会」は、委員20名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等について審議しており、その運営は企画調整課が行っています。

一方、近畿地方社会保険医療協議会の「部会」は、近畿厚生局管内の7府県にそれぞれ設置（委員数は8名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営は指導監査課（大阪府）及び各府県事務所が行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3回	4回	4回

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度
85回	85回	84回

(3) 近畿厚生局ホームページ等による広報・広聴活動

① 概要

ア 近畿厚生局ホームページによる情報発信

事業対象者や国民の皆様は、近畿厚生局の事業についてより一層ご理解を深めていただくため、ホームページを通じて様々な情報を発信しています。

併せて、掲載内容等を定期的に点検するなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページとなるよう努めています。

イ 厚生行政及び近畿厚生局の効果的なPR方策

YouTube と Instagram に公式アカウントを設け、厚生行政や近畿厚生局の効果的なPRに努めています。

ウ 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」窓口の設置

ホームページに「ご意見・ご要望」と「お問い合わせ（ご質問）」の窓口を設け、厚生行政に関するご意見・ご要望や近畿厚生局の業務に関するお問い合わせを受け付けています。

寄せられた「お問い合わせ（ご質問）」については、わかりやすく丁寧な回答に努めるとともに、「ご意見・ご要望」については、近畿厚生局の業務向上の参考としています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「ご意見・ご要望」等の受付件数	727件	692件	474件

(4) 「国民の皆様の声」の取りまとめ

① 概要

厚生労働省や地方厚生（支）局に寄せられた国民の皆様の声は、厚生行政の政策改善につながるものであることから、企画調整課では、近畿厚生局に寄せられた国民の皆様の声を取りまとめ、厚生労働本省の担当部局へ報告し、政策改善に役立てています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページで公表しています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「国民の皆様の声」の件数	64件	68件	86件

(5) 近畿地方医療功労賞の表彰

① 概要

医療功労賞は、へき地や離島など、困難な状況のもとで長年地域医療を支えてきた医療・福祉従事者を顕彰する事業です。

これまで、都道府県ごとに都道府県表彰者を選んでいましたが、令和4年度から、全国を8ブロックに分けた「地方表彰」として、厚生労働省本省と地方厚生局が受賞者を選び、表彰しています。その後、地方表彰受賞者の中から中央表彰受賞者が選ばれ、厚生労働大臣賞等が授与されます。

企画調整課では、近畿地方医療功労賞の受賞者の選定や表彰に関する業務を行っています。

② 実績

	令和4年度	令和5年度
表彰者数	7名	5名

3 年金指導課

政府管掌年金事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方で、厚生労働大臣から委任・委託を受け、日本年金機構（以下「機構」という。）がその直接的な監督の下で公的年金に関する一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が管理運営を行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

（1）日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

また、機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行うとともに、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

	制度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可件数	厚生年金	312,892件	258,057件	231,171件
	国民年金	195件	24,231件	20,728件

	制度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施結果報告件数	厚生年金	8,074件	11,220件	25,331件
	国民年金	305件	4,858件	20,203件

（2）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員の認可に関する業務

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金、国民年金保険料）の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」及び「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可人数（延べ）	295人	257人	269人

（3）日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可件数	198,260件	198,071件	234,751件

（4）日本年金機構が行う受給権者調査等の認可に関する業務

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可件数	27件	17件	14件

（5）厚生年金保険料等の納付の猶予に関する業務

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許可件数	0件	2件	0件
不許可件数	0件	0件	0件

4 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、労働保険及び社会保険に関する届出書類の作成及び申請手続きの代行業務等を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に基づく業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

府 県 名	管内の社会保険労務士数		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
福 井 県	258 人	262 人	260 人
滋 賀 県	384 人	397 人	406 人
京 都 府	926 人	929 人	934 人
大 阪 府	4,505 人	4,542 人	4,600 人
兵 庫 県	1,773 人	1,792 人	1,817 人
奈 良 県	330 人	344 人	348 人
和 歌 山 県	245 人	244 人	242 人
合 計	8,421 人	8,510 人	8,607 人

(2) 年金委員に関する業務

① 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っており、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と地域において主に国民年金に関して活動する地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等から推薦のあった年金委員候補者に対して委嘱の審査、決定及び委嘱状や年金委員証明書の交付のほか、年金委員の解嘱の審査、決定及び解嘱状の交付等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構からの「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績

ア 職域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
福 井 県	1,725 人	1,735 人	1,722 人
滋 賀 県	1,342 人	1,396 人	1,443 人
京 都 府	1,598 人	1,674 人	1,723 人
大 阪 府	3,997 人	4,510 人	4,963 人
兵 庫 県	2,926 人	3,125 人	3,336 人
奈 良 県	912 人	954 人	983 人
和 歌 山 県	989 人	1,021 人	1,031 人
合 計	13,489 人	14,415 人	15,201 人

イ 地域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
福 井 県	61 人	69 人	72 人
滋 賀 県	152 人	160 人	162 人
京 都 府	79 人	112 人	126 人
大 阪 府	61 人	118 人	142 人
兵 庫 県	199 人	222 人	232 人
奈 良 県	98 人	104 人	116 人
和 歌 山 県	95 人	114 人	116 人
合 計	745 人	899 人	966 人

ウ 厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表 彰 者 数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福 井 県	1 人	1 人	1 人
滋 賀 県	1 人	1 人	1 人
京 都 府	1 人	1 人	1 人
大 阪 府	2 人	3 人	1 人
兵 庫 県	2 人	2 人	2 人
奈 良 県	0 人	1 人	1 人
和 歌 山 県	1 人	1 人	1 人
合 計	8 人	10 人	8 人

(3) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関する業務

① 概要

国民年金、福祉年金及び特別障害給付金に関する各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）については、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、国民年金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される概算交付申請や精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,443,161,112 円	5,353,109,715 円	5,466,002,668 円

(4) 市町村に交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務

① 概要

年金生活者支援給付金の支給に係る事務のうち、認定請求等の受理などは、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が年金生活者支援給付金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、給付金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	137,689,257 円	86,368,223 円	97,337,911 円

※令和元年10月より制度実施

(5) 市町村に交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定に基づく被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付及び收受等に関する事務については、法定受託事務として厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は、健康保険事務指定市町村交付金として国が交付することとされています。

年金調整課では、事務指定市町村の指定及び取消の受付、事務指定市町村から提出される事務取扱件数報告書の審査及びその取りまとめのほか、健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等についても行っています。

② 実績

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
管内の事務指定市町村数	21 市町村	22 市町村	23 市町村
交付決定額	8,157 円	9,781 円	10,359 円

(6) 学生納付特例事務法人等に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人制度は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請しやすい環境を整備する目的で設けられています。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に関する事務を行うことができるとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、指定取消及び学生納付特例事務法人制度の周知・協力要請を行っています。

また、保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する国民年金第1号被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みです。

年金調整課では、保険料納付確認団体の指定、指定取消等を行っていますが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
管内の学生納付特例事務法人数等	97	104	106

(注) 令和5年度末における学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧は、資料編の87頁～89頁を参照

(7) 日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業に対する意見や助言を行うこと等を目的として、各府県に地域年金事業運営調整会議を設置しています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険加入の徹底等の取組を進めるとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図るため、近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会を設置しています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図る観点から、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議（近畿厚生局管轄の2府5県）の委員として積極的に参画しているほか、国土交通省近畿地方整備局が主催する近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会にも構成員として参画しています。

② 実績

ア 地域年金事業運営調整会議（近畿厚生局管轄の2府5県）への参加状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加回数	6回（書面開催）	7回（うち4回は書面開催）	6回（対面開催）

イ 近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会への参加状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日 (年1回開催)	令和4年1月31日 (書面開催)	令和5年2月7日 (書面開催)	令和6年3月7日 (書面開催)

5 年 金 審 査 課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、近畿地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正または不訂正の決定をしています。

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	1804件	798件	899件
日本年金機構で記録訂正	1545件	622件	679件
厚生局の決定件数	184件	179件	134件
取下等件数	75件	38件	65件

イ 厚生局における各年度の決定状況

(ア) 国民年金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訂 正	6件	1件	2件
不 訂 正	38件	34件	28件
却 下	0件	0件	0件
合 計	44件	35件	30件

(イ) 厚生年金保険

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訂 正	93件	102件	75件
不 訂 正	45件	40件	27件
却 下	0件	0件	0件
合 計	138件	142件	102件

(ウ) 脱退手当金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訂 正	0 件	0 件	0 件
不 訂 正	2 件	2 件	2 件
却 下	0 件	0 件	0 件
合 計	2 件	2 件	2 件

(注)「訂正」の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案を含みます。

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成27年4月10日、地方厚生局長が年金記録の訂正または不訂正を決定するに当たり、諮問を行う近畿地方年金記録訂正審議会が近畿厚生局に設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が任命した、弁護士、社会保険労務士、税理士など民間有識者からなる委員(20名)で構成されており、5つの部会(委員は1部会4名)が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っています。

年金審査課では、近畿地方年金記録訂正審議会(総会及び部会)の運営及び当該審議会の委員の任命等に関する庶務的事務を行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況

	開 催 日
令和3年度	令和3年4月12～16日(書面送付により開催)
令和4年度	令和4年4月11～15日(書面送付により開催)
令和5年度	令和5年4月12日

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催回数

	回 数
令和3年度	80回
令和4年度	68回
令和5年度	62回

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関として設置され、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	令和3年度	1,170件	うち、前年度からの繰り越し分 265件
	令和4年度	1,317件	うち、前年度からの繰り越し分 228件
	令和5年度	1,702件	うち、前年度からの繰り越し分 300件
取下件数	令和3年度	56件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数
	令和4年度	46件	
	令和5年度	45件	
移送件数	令和3年度	14件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数
	令和4年度	29件	
	令和5年度	21件	
決定件数	令和3年度	872件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり
	令和4年度	942件	
	令和5年度	1,279件	

イ 決定件数

年 度	却 下			容 認			棄 却			計		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康保険	22	9	16	30	91	122	184	137	125	236	237	263
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	19	27	25	17	256	348	290	190	304	326	473	677
国民年金	20	15	16	6	5	7	284	212	316	310	232	339
合 計	61	51	57	53	352	477	758	539	745	872	942	1,279

【参考】

- 「却下」・・・法定期限の経過した審査請求や保険者による処分が行われていないなど、審査請求に関する要件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったもの
- 「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したもの
- 「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求の理由がないとして請求を退けたもの

7 健康福祉課

(1) 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等

① 概要

生活保護法に基づき公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）のうち国が開設した医療機関等については、地方厚生局で指定等の事務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護法に基づく指定医療機関※等数	46 機関	46 機関	46 機関

(注1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

(注2) 令和5年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の90頁を参照

※ 指定医療機関とは

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

(2) 生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査

① 概要

保護施設※に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条第1項の規定に基づき実施しています。

指導監査は、管内（中国四国厚生局、九州厚生局管内も含む）の府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設に対して実施しています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
近畿厚生局管内の指導監査	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	1ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
計	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

(注) 保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

※ 保護施設とは

保護施設とは、生活保護法第 38 条の規定に基づく、「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供施設」のことをいいます。
(参考)

- ・救護施設 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・更生施設 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- ・医療保護施設 医療保護施設とは、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設です。
- ・授産施設 授産施設とは、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設です。
- ・宿所提供施設 宿所提供施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

(3) 府県市が行う保護施設に対する指導監査に係る技術的助言

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査について、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき技術的助言を実施しています。

技術的助言は、管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査を実施している県等に対しても技術的助言を実施しています。

② 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
近畿厚生局管内の指導監査	0	0	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	0	0	0

(注) 保護施設に対する監査を新たに実施することとなった中核市に対しては、中核市へ移行後 1 年が経過した後に技術的助言を行っている。ただし、令和 3～5 年度については該当する中核市はなかった。

(4) 生活保護法施行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助※の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査及び指定医療機関に対する自治体との共同指導を生活保護法第23条第1項に基づき実施しています。

監査は、管内の府縣市（2府5県19市）に対して実施しています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療扶助適正実施の監査	26ヶ所	26ヶ所	26ヶ所

(注) 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は所定の周期で行っており、計画どおり実施

※ 医療扶助とは

医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、下記の事項の範囲内において行われるものです。

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

(5) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等※について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
所持届出の受理件数	2件	1件	1件
所持変更届の受理件数	9件	7件	14件
輸入届出の受理件数	0件	0件	0件
三種病原体等所持施設への立入検査	4施設	5施設	6施設

(注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

③ 所管施設の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
三種病原体等所持施設数	15 施設	14 施設	11 施設

※ 病原体等とは

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるもの）のことをいいます。病原体等のうち、病原性や国民の生命及び健康に対する影響を考慮し、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

（参考）

- ・ 三種病原体等 多剤耐性結核菌、狂犬病ウイルス、鼻疽菌など
- ・ 四種病原体等 インフルエンザウイルス、赤痢菌、コレラ菌など

（6）児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

本指導監査は、児童扶養手当※支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、府県に対し3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村（以下、「市等」という）に対し7年に1回程度の指導監査を実施しています。

近畿厚生局では、児童扶養手当の受給資格認定等の事務を行っている管内の府県市等に対する指導監査を実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の県、市等に対する指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
近畿厚生局管内の指導監査	13ヶ所	20ヶ所	17ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	14ヶ所	20ヶ所	16ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	12ヶ所	20ヶ所	18ヶ所
計	39ヶ所	60ヶ所	51ヶ所

（注）児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため縮小して実施。令和4、5年度は計画どおり実施

イ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害の認定事務	有期認定の場合は障害認定通知書を交付すること
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること
資格喪失の事務処理	転出を事由とする資格喪失を行わないこと
現況届の未提出者に係る事務処理	時効完成前に現況届提出命令書を送付すること
一部支給停止措置適用除外に係る事務処理	添付書類の内容を確認した上で、一部支給停止措置適用除外を決定すること
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと

※ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

（7）民生委員・児童委員等に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年（現委員は令和4年から令和7年まで）とされており、新たに任命された委員は前任者の残任期間となります。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務を行うなど、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	令和3年度	令和4年度 (一斉改選)	令和5年度
民生委員・児童委員の委嘱	684名	38,914名	923名
民生委員・児童委員の解嘱	711名	537名	866名
主任児童委員の指名	57名	3,637名	70名

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厚生労働大臣表彰（定時）	43名	1,621名	48名
厚生労働大臣表彰（随時）	5名	10名	9名
厚生労働大臣感謝状の授与	270名	7,978名	334名

③ 民生委員・児童委員数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数	39,127名	38,411名	38,486名

<民生委員・児童委員数の内訳（令和5年度）

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,358名	2,618名	2,766名	4,148名	4,609名	2,197名	1,904名
うち主任児童委員	101名	234名	243名	331名	265名	213名	148名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	福井市	大津市	高槻市
委員数	2,685名	3,927名	1,104名	2,333名	502名	651名	509名
うち主任児童委員	402名	598名	90名	309名	36名	64名	38名

	東大阪市	豊中市	枚方市	吹田市	八尾市	寝屋川市	姫路市
委員数	795名	545名	470名	512名	361名	322名	927名
うち主任児童委員	49名	41名	36名	36名	26名	23名	63名

	西宮市	尼崎市	明石市	奈良市	和歌山市	合計
委員数	627名	776名	397名	736名	707名	38,486名
うち主任児童委員	36名	24名	29名	89名	80名	3,604名

(8) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1500k L（原油換算）以上となる事業所

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	299件	278件	268件

(9) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、管内の厚生労働省が所管する特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3000t-CO₂ 以上排出している事業所

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	8件	6件	5件

(10) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、管内の府県等からの交付申請書や実績報告書を審査のうえ、交付額の決定、精算額の確定及び財産処分を行っています。

② 実績（令和5年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県19市 令和5年度交付決定額 (負担金) 533,094,155円 (補助金) 60,598,047円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 令和5年度交付決定額 67,362,309円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 令和5年度交付決定額 3,305,088,500円
原爆被爆者葬祭料交 付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 令和5年度交付決定額 144,262,258円

補助金名	交付目的	交付対象等
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県 令和5年度交付決定額 26,474,658,451円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県209市町村 令和5年度交付決定額 302,719,915円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 令和5年度交付決定額 9,029,230,794円
児童入所施設措置費等 国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県114市町村 令和5年度交付決定額 24,797,482,044円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	令和5年度財産処分 23件(うち包括17件)
就学前教育・保育施設整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的としています。	191件 令和5年度交付決定額 12,897,179,000円

補助金名	交付目的	交付対象等
婦人保護費国庫負担 (補助)金 R6.4から「女性支援 費国庫負担金及び国 庫補助金」へ名称変 更	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき 、要保護女子についてその転落の未然防止と 保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力 被害者である女性の保護等を目的としていま す。	2府5県 令和5年度交付決定額 (負担金) 182,711,626円 (補助金) 184,437,340円
子どものための教育 ・保育給付交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支 弁する施設型給付費等の支給に要する費用の 一部を負担することにより、子どもが健やか に成長するように支援することを目的として います。	令和5年度交付決定額 256,800,693,744円
子どものための教育 ・保育給付費補助金	子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移 行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時 間預かり保育運営費支援事業」の実施に要す る経費に対し補助金を交付し、待機児童の解 消を図るとともに、子どもを安心して育てる ことができるような体制整備を行うことを目 的としています。	対象なし
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補 助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及 び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾 病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上 に寄与することを目的としています。	令和5年度交付決定額 (施設) 2件 132,500,000円 (設備) 62件 123,922,000円 令和5年度財産処分 10件(うち包括6件)
子ども・子育て支援 交付金	子ども・子育て支援法第59条に規定する地域 子ども・子育て支援事業に関する経費に充てる ため交付することにより、子ども・子育て支援 の着実な推進を図ることを目的としています。	令和5年度交付決定額 25,710,523,000円

補助金名	交付目的	交付対象等
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	51件 令和5年度交付決定額 2,382,043,000円 令和5年度財産処分 78件(うち包括58件)
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	141件 令和5年度交付決定額 1,333,200,000円 令和5年度財産処分 18件(うち包括6件)
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	44件 令和5年度交付決定額 2,209,797,000円 令和5年度財産処分 1件(うち包括1件)
子ども・子育て支援施設整備交付金	放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的としています。	84件 令和5年度交付決定額 1,686,830,000円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	1件 令和5年度交付決定額 12,750,000円
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	2件 令和5年度交付決定額 95,141,000円 令和5年度財産処分 2件(うち包括2件)
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	9件 令和5年度交付決定額 11,735,000円

(11) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ア 管理栄養士養成施設
- イ 栄養士養成施設
- ウ 社会福祉士学校
- エ 介護福祉士学校
- オ 福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- キ 介護福祉士実務者学校（実務者研修）
- ク あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設

② 実績

ア 所管する養成施設等の数及び課程数：129 施設 142 課程（令和5年度末現在）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	34(34)	35(34)	福祉系高等学校	12(12)	13(13)
栄養士養成施設	18(18)	20(20)	介護福祉士実務者学校	2(2)	3(3)
社会福祉士学校	2(2)	3(3)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士学校	15(15)	15(15)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	39(40)	46(48)			

（注1）「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」をいう（以下の「施設の種類」についても同じ）

（注2）施設数欄と課程数欄の括弧書きは令和4年度末の数

（注3）令和5年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の91頁～100頁を参照

イ 新規指定（承認）件数：4件（令和5年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	0	介護福祉士学校	1	介護福祉士実務者学校	1
栄養士養成施設	0	福祉系大学等	1	あま指師養成施設	0
社会福祉士学校	0	福祉系高等学校	1	あはき師養成施設	0

<令和5年度新規指定（承認）状況>

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
介護福祉士学校	大阪キリスト教短期大学介護福祉別科	大阪府大阪市	昼間2年	80名
福祉系大学	京都女子大学心理共生学部心理共生学科	京都府京都市	昼間4年	40名
福祉系高等学校	明石市立明石商業高等学校福祉科	兵庫県明石市	昼間3年	40名
介護福祉士実務者学校	大阪青山大学介護福祉士実務者研修	兵庫県川西市	通信6か月	120名

ウ 内容変更承認件数：20件（令和5年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	3(4)	福祉系高等学校	1(4)
栄養士養成施設	9(5)	介護福祉士実務者学校	0(2)
社会福祉士学校	2(0)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士学校	4(2)	あはき師養成施設	1(1)
福祉系大学等	0(0)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和4年度の数

エ 内容変更届件数：215件（令和5年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	6(1)	福祉系高等学校	30(33)
栄養士養成施設	9(7)	介護福祉士実務者学校	0(1)
社会福祉士学校	16(6)	あま指師養成施設	0(0)
介護福祉士学校	37(30)	あはき師養成施設	0(3)
福祉系大学等	117(105)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和4年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(令和5年度実績：14施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	2(2)	福祉系高等学校	2(3)
栄養士養成施設	4(2)	介護福祉士実務者学校	1(0)
社会福祉士学校	0(0)	あま指師養成施設	0(1)
介護福祉士学校	2(5)	あはき師養成施設	1(0)
福祉系大学等	2(1)		

(注) 件数欄の括弧書きは令和4年度の数

イ 指導件数

指導件数：8件（文書6件、口頭2件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	0	0	福祉系高等学校	0	0
栄養士養成施設	1	2	介護福祉士実務者学校	0	0
介護福祉士学校	2	0	あはき師養成施設	1	0
福祉系大学等	2	0			

ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
内容変更に関する こと	事務手続
	<p>< 事 例 > 「校舎の概要」に関して、主務大臣に変更の届出をせずに、未届出の教室を使用していたことが判明した。</p> <p>[指導内容] 届出内容に変更があった場合は、変更届出書を提出すること</p> <p>[根拠規定] 社会福祉に関する科目を定める省令第六条第一項</p>

事項	内 容
内容変更に関する こと	事務手続
	<p>< 事 例 > 「実習演習担当教員の担当科目」に関して、主務大臣に変更の届出をしていないことが判明した。</p> <p>[指導内容] 届出内容に変更があった場合は、変更届出書を提出すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉に関する科目を定める省令第六条第一項</p>

事項	内 容
情報公開に関する こと	情報公開
	<p>< 事 例 > インターネット等において、開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 開示すべき情報の内容は、別表4に定める内容以上であること。情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。</p> <p>[根拠規定] 「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」別添2「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」I-10 福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針9-(1)</p>

(12) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和5年度は、講習会等について、届出はありませんでした（令和4年度も0件）。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和5年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が1件（令和4年度も1件）、介護教員講習会が2件（令和4年度は4件）の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

令和5年度は、社会福祉士実習指導者講習会が8件（令和4年度は6件）、介護福祉士実習指導者講習会が11件（令和4年度は11件）の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成28年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成28年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったことから、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

令和5年度は、実務者研修教員講習会が9件（令和4年度は8件）、医療的ケア教員講習会が48件（令和4年度は50件）の提出がありました。

(13) 経営力向上計画の審査・認定業務

① 概要

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画※の認定を受けた中小企業者等は、税制や金融の支援措置等を申請することができます。

近畿厚生局では管内の中小企業者等から申請のあった経営力向上計画の審査・認定業務を行っています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の申請についても審査等を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
近畿厚生局管内の認定件数	469件	437件	380件
中国四国厚生局管内の認定件数	199件	173件	165件
九州厚生局管内の認定件数	233件	363件	174件
計	901件	973件	719件

※ 経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、人材育成や財務内容の分析、ITの利活用、生産性向上のための設備投資等、中小企業者等の経営力を向上するために実施する計画です。

8 医 事 課

(1) 医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務

① 概要

平成 16 年 4 月以降に免許を取得した医師には 2 年以上、平成 18 年 4 月以降に免許を取得した歯科医師には 1 年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法により、それぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念に則り、医師については都道府県知事が指定した臨床研修病院において、また、歯科医師については大学病院又は厚生労働大臣が指定した臨床研修施設において、各々作成される研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、臨床研修修了登録証の交付に係る業務や、医師の臨床研修費等補助金の交付に係る業務のほか、歯科医師の臨床研修を実施する施設からの各種申請内容等について、関係法令の定める基準に照らして審査を行うとともに、臨床研修施設への実地調査を行っています。また、臨床研修制度が円滑に運用されるための啓発活動などを実施しています。

※ 医師の臨床研修に関する業務について

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から、臨床研修病院の指定権限、定員設定権限等が都道府県に移譲されました。

② 実績

ア 臨床研修修了登録証申請の審査の状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医師	1,845	1,860	1,910
歯科医師	326	338	295

イ 新規指定等の審査の状況

【歯科医師】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単独型臨床研修施設の新規指定申請	2 件	0 件	3 件
管理型臨床研修施設の新規指定申請	1 件	1 件	0 件
協力型（Ⅰ）臨床研修施設の新規指定申請	2 件	1 件	1 件
協力型（Ⅱ）臨床研修施設の新規指定申請	9 件	12 件	4 件
臨床研修施設の移転報告	1 件	2 件	0 件
臨床研修プログラムの変更・新設届出	33 件	36 件	18 件

(注) 単独型・・・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいう。

管理型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型（Ⅰ）・・・他の病院又は診療所と共同して3月以上の臨床研修を行う病院又は診療所（単独型及び管理型を除く）をいう。

協力型（Ⅱ）・・・他の病院又は診療所と共同して5日以上30日以内の臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を及び管理型を除く）をいう。

ウ 実地調査の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯科医師臨床研修施設	7件	8件	9件

③ 臨床研修病院等府県別指定状況（令和6年3月31日現在）
 指定病院等数（府県知事（医師）、厚生労働省（歯科医師）が指定する病院等）

		医師 臨床研修病院	歯科医師 臨床研修施設 〔 単独型かつ管理型の 施設は管理型に計上 〕		
			基幹型	単独型	管理型
福井県	令和3年度	7	2	1	3
	令和4年度	7	1	2	3
	令和5年度	7	0	3	3
滋賀県	令和3年度	14	6	0	6
	令和4年度	14	3	3	6
	令和5年度	14	3	3	6
京都府	令和3年度	24	8	1	9
	令和4年度	24	7	4	11
	令和5年度	24	7	3	10
大阪府	令和3年度	73	15	8	23
	令和4年度	72	20	9	29
	令和5年度	70	14	10	24
兵庫県	令和3年度	46	17	0	17
	令和4年度	46	12	7	19
	令和5年度	46	11	8	19
奈良県	令和3年度	10	1	0	1
	令和4年度	10	1	0	1
	令和5年度	10	1	0	1
和歌山県	令和3年度	9	3	0	3
	令和4年度	9	3	0	3
	令和5年度	9	3	0	3
合計	令和3年度	183	52	10	62
	令和4年度	182	47	26	73
	令和5年度	180	39	27	66

（注）医師臨床研修病院一覧（基幹型）は資料編の101頁～104頁、歯科医師臨床研修施設一覧は資料編の105頁をそれぞれ参照

(2) 看護師の特定行為研修に関する業務

① 概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である特定行為（※）を行うことができるようになりました。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定申請や変更の申請・届出を行った施設の研修計画の内容や設備、人員等について、関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、看護師の特定行為研修制度に関する周知活動などを実施しています。

※ 特定行為とは

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる次頁の表「特定行為区分と特定行為と領域別パッケージ」のとおり21区分38行為と定められています。

また、特定行為研修は、区分ごとに受講するよう定められているところ、領域別パッケージ研修では、各領域において一般的な患者の状態を想定し、特定の領域において実施頻度が高い特定行為をまとめています。

② 実績

新規指定等の審査の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規指定申請	10件	9件	7件

③ 府県別の特定行為研修施設の指定状況（令和6年3月31日現在）

指定施設数（厚生労働省が指定する施設）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福井県	3件	3件	3件
滋賀県	1件	1件	1件
京都府	9件	11件	12件
大阪府	23件	30件	35件
兵庫県	12件	12件	13件
奈良県	3件	3件	3件
和歌山県	2件	2件	2件
合計	53件	62件	69件

特定行為区分と特定行為と領域別パッケージ

特定行為区分	特定行為	区分単位 (時間)	領域別パッケージ (時間)					
			在宅	外科術後	麻酔	救急	外科基本 集中治療	
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9	9	9	9	9	9	
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	29	17	17	17	29	23	
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器から離脱		8	8	8	8	8	
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換 一時的パースメーカーの操作及び管理 一時的パースメーカーの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内/カテーテル/バルーン/ビンダからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	8	8	8	8	8	8	
循環器関連	心室ドレーンの抜去	8	8	8	8	8	8	
心室ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更	13	13	13	13	13	13	
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーンの抜去	8	8	8	8	8	8	
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)	8	8	8	8	8	8	
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうポータンの交換 膀胱カテーテルの交換	22	16	16	16	16	16	
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	7	7	7	7	7	7	
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8	8	8	8	8	8	
創傷管理関連	褥 (じよく) 瘡 (そう) 又は慢性創傷の治療における血流の悪い壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	34	26	26	26	26	26	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	5	5	5	5	5	5	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈カテーテルの確保	13	9	13	13	9	9	
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	11	11	11	11	11	11	
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カリウム輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正	16	11	11	11	11	11	
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時の投与	29	11	11	11	11	11	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	16	8	8	8	8	8	
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8	8	8	8	8	8	
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	28	16	16	16	16	20	
	持続点滴中のナドプリラム、カリウム又はクロールの投与量の調整		12	12	12	12		
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整		12	12	12	12		
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整		12	12	12	12		
精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与	26	14	14	14	14	14	
	抗不安薬の臨時の投与	17	17	17	17	17	17	
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗凝固剤の他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17	17	17	17	17	17	
区分別科目合計時間数		335	61	119	70	76	95	76
合計時間数 (共通科目 + 区分別科目) 【時間】		585時間 +各5症例	311時間 +各5症例	369時間 +各5症例	320時間 +各5症例	326時間 +各5症例	345時間 +各5症例	326時間 +各5症例
合計行為数		38	4	15	8	9	7	10

(3) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。

近畿厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進のため、医療事故の原因究明からなる再発防止を図ることを主眼とし、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的としてワークショップ等を開催しています。

② 実績

ワークショップ等

開催年度 (開催日)	参加者数	テーマ	開催形式
令和3年度 (R3.12.8)	233名	新型コロナウイルス感染症禍における医療安全	シンポジウム (オンライン)
令和4年度 (R4.11.17)	928名	多職種チームによるレジリエンスの発揮	セミナー (オンライン)
令和5年度 (R5.12.1)	40名	境界を越えて協働する	ワークショップ (対面)

(4) 再生医療等の推進と安全性の確保に関する業務

① 概要

再生医療は、これまで有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があります。

このため、平成26年11月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」(※)が施行され、再生医療等の安全性の確保に関する手続きや細胞培養加工の外部委託のルール等が定められました。

近畿厚生局では、当該法律に係る手続き及び手続きに係る相談業務を行っています。

※ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律とは

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の提出等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・届出等の制度等を定めた法律です。

② 実績

ア 登録件数

	再生医療等 提供計画	細胞培養 加工施設	合 計
令和3年度	161	79	240
令和4年度	162	68	230
令和5年度	184	64	248

イ 定期報告件数

	再生医療等 提供計画	細胞培養 加工施設	合 計
令和3年度	627	459	1,086
令和4年度	809	552	1,361
令和5年度	887	569	1,456

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)は、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度です。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関(※)への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医(精神保健審判員)、必要に応じて精神保健福祉の専門家(精神保健参与員)で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿の作成などを行っています。

※ 指定入院医療機関とは

指定入院医療機関とは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療観察法による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

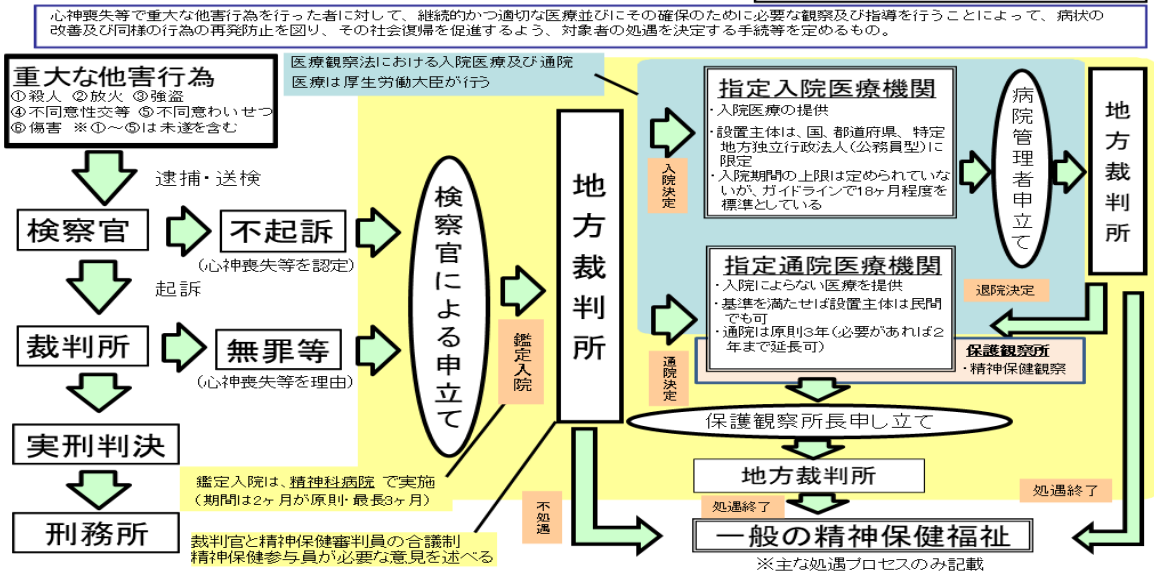
② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定医療機関の指定	20件	31件	31件
指定入院医療機関の選定(移送)	44件	39件	37件
精神保健判定医の登録	151件	148件	149件
精神保健参与員の登録	114件	108件	110件
診療報酬請求の審査・支払	3,461件	3,568件	3,552件

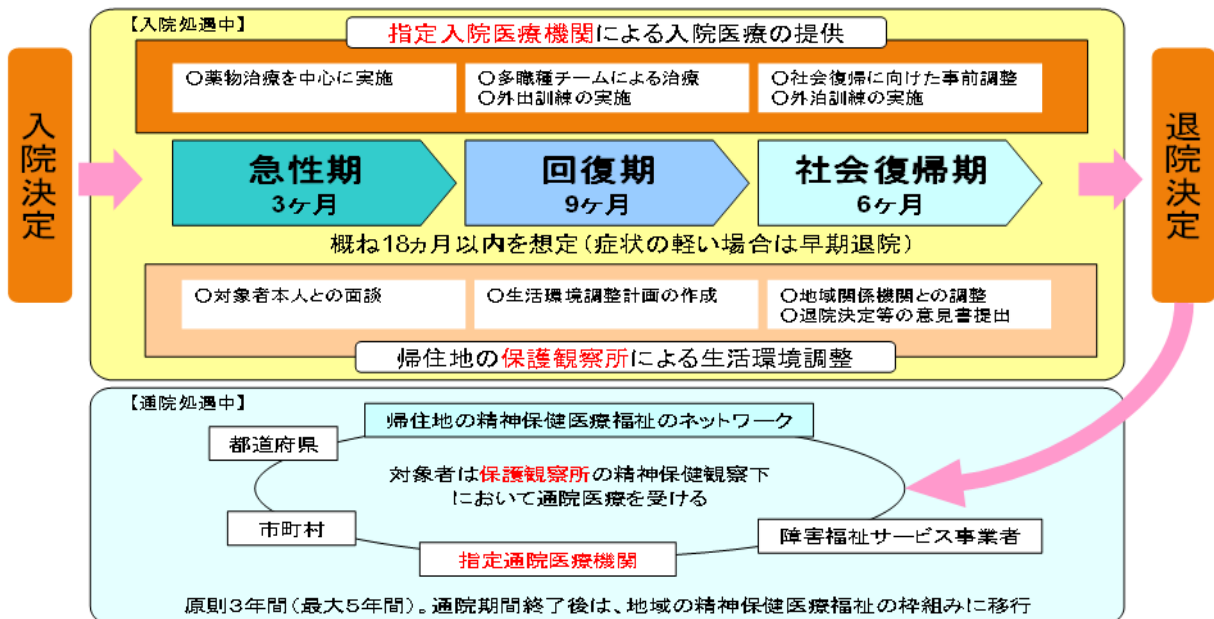
<医療観察法の仕組み>

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管）平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行



<医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ>



(6) 行政処分を受けた医師及び歯科医師に対する再教育研修に関する業務

① 概要

医師法及び歯科医師法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）に伴い、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対し、職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療の提供を促すため、再教育の受講を義務付けています。

近畿厚生局では、1 年以上の医業又は歯科医業の停止の行政処分を受けた者を対象とする再教育研修（個別研修）に関する業務として、研修における進捗状況の把握、助言指導者の指名、個別研修計画書の受理、研修修了報告書の受理等を行っています。

② 実績

ア 個別研修対象者

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
業務停止 1 年～2 年未満	医師	0 名	2 名	1 名
	歯科医師	0 名	0 名	2 名
業務停止 2 年以上	医師	0 名	0 名	0 名
	歯科医師	0 名	0 名	0 名

イ 個別研修状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
個別研修計画書受理通知交付	医師	2 件	0 件	3 件
	歯科医師	0 件	0 件	1 件
個別研修修了証書交付	医師	2 件	1 件	2 件
	歯科医師	0 件	0 件	0 件

(7) 臨床研究法に関する業務

① 概要

医薬品等を人に対して用いることにより、その医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究を法律の対象とすることとし、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成 29 年 4 月 14 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

近畿厚生局では、臨床研究法に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること、臨床研究審査委員会の認定及び臨床研究審査委員会の監督に関すること、報告徴収及び立ち入り検査に関すること等を行っています。

② 実績

ア 実施計画の審査状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画（新規）	69件	73件	61件
実施計画（変更）	478件	356件	384件
実施計画（軽微変更）	0件	335件	398件
実施計画（研究中止）	4件	5件	4件
実施計画（研究終了）	71件	66件	70件

イ 管内の指定状況（令和6年3月31日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定臨床研究審査委員会	16	16	14

（8）災害時における医療の確保の支援に関する業務

① 概要

頻発、多様化する災害への対応等のため、近畿厚生局では、厚生労働省と連携を図りながら、厚生労働省と府県との間の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や府県に対する支援業務や災害拠点病院の調査（視察）等を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害拠点病院の調査（視察） 件数	0件	10件	8件

（9）医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務

① 概要

医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する仕組が創設され、令和2年4月1日に施行されました。

近畿厚生局では、当該認定に係る手続及び手続に係る相談業務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医師少数区域経験認定医師	5件	18件	12件

(10) 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

① 概要

今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要があります。

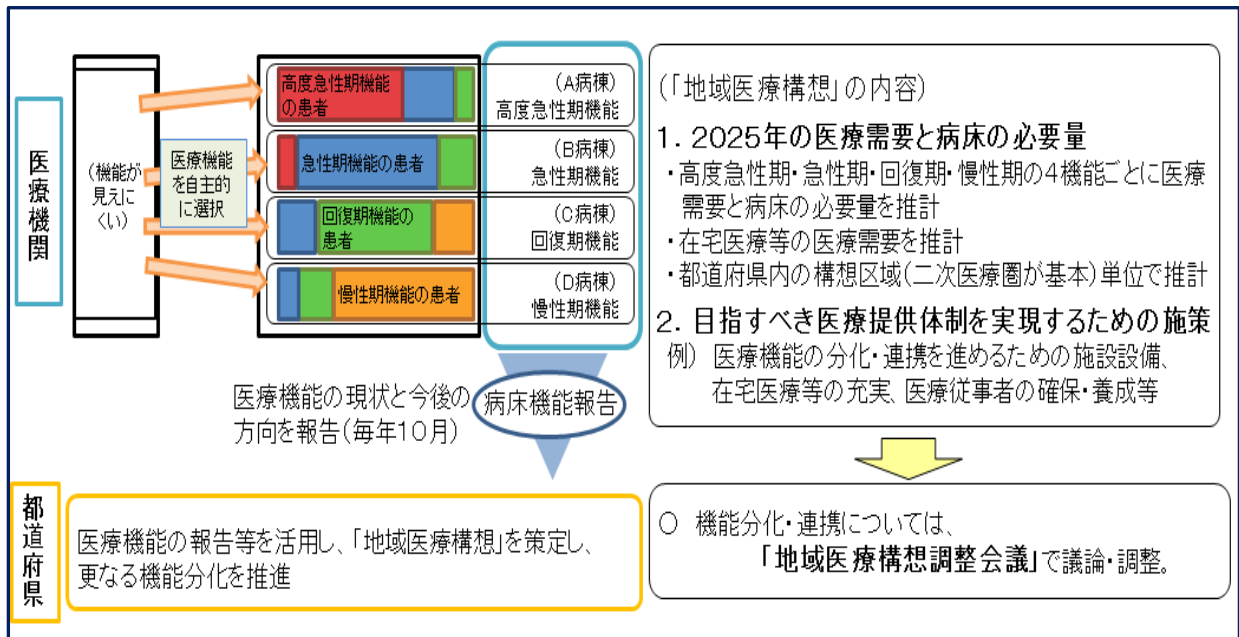
こうした観点から、各都道府県は、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、「地域医療構想」として策定しています。

その上で、各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、医療機関の機能分化・連携に向けた議論・調整を行っています。

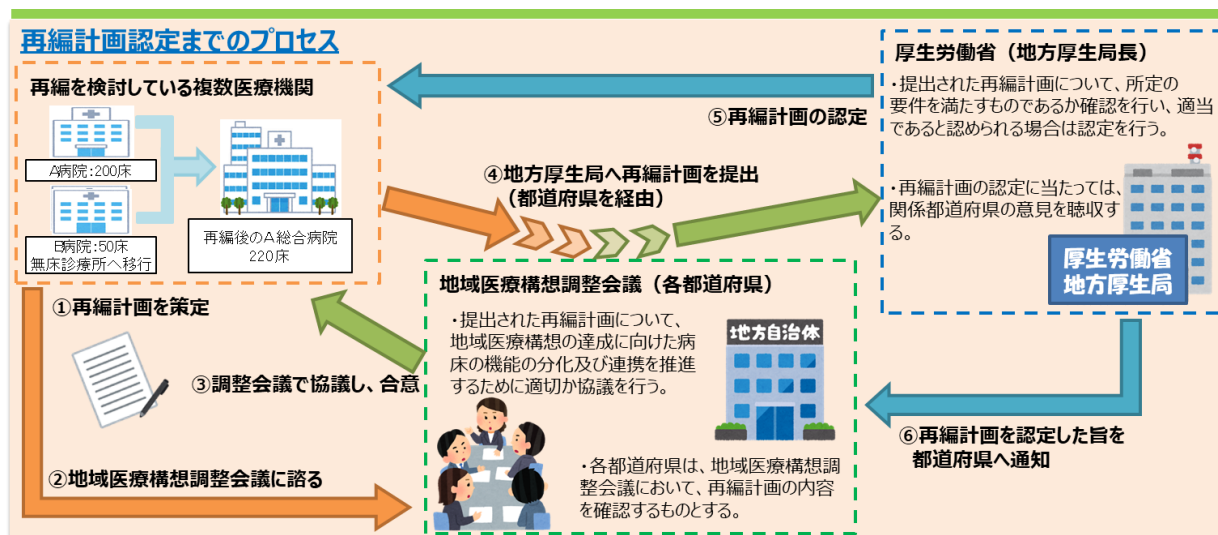
近畿厚生局では、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理、地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加、厚生労働省医政局と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整など、地域医療構想の達成に向けた取組みの推進に関する業務を行っています。

令和4年10月1日からは、医療機関の開設者が地域医療構想の達成のため策定する2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（再編計画）の認定及び当該再編計画に基づき取得した不動産（土地、建物）に係る登録免許税の軽減措置を受けるための証明書（租税特別措置法適用証明書）の発行を行っています。

地域医療構想について



再編計画の認定について



② 実績

	令和4年度	令和5年度
租税特別措置法適用証明申請	1件	0件

9 薬事監視指導課

(1) 医薬品等の製造業許認可業務

① 概要

近畿厚生局では、管轄地域において厚生労働大臣の指定する医薬品等^{*}を製造する企業の製造業許認可に関する業務を行っています。

※ 厚生労働大臣の指定する医薬品等とは、以下のとおりです。

- ・ 生物学的製剤（体外診断薬を除く）
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初の許可施設数	23	29	30
業許可施設数（新規）	6	5	1
業許可施設数（廃止）	0	4	2
年度末の許可施設数	29	30	29

(2) 医薬品等の輸入監視業務

① 概要

近畿厚生局では、承認等を受けていない医薬品等の国内流入を未然に防止するため、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関、沖縄税関の管轄区域内で輸入される医薬品等の輸入監視業務を行っています。

承認等を受けていない医薬品等を輸入する場合は、医薬品医療機器等法に基づき事前に輸入確認の申請を求めており、販売等を目的としていないことが確認できた申請に対して輸入確認証を発給しています。

② 実績

ア 輸入確認証の発給件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医薬品	30,421件	32,897件	40,200件
医薬部外品	183件	179件	238件
化粧品	191件	214件	368件
医療機器	11,080件	12,084件	14,169件
体外診断用医薬品	272件	271件	146件
再生医療等製品	6件	8件	10件
毒物・劇物	593件	560件	527件
合計	42,746件	46,213件	55,658件

イ 相談件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	26,460件	30,066件	31,540件

10 食品衛生課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取り扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。平成7年の法改正により承認制度が創設されましたが、平成30年6月の法改正により、令和2年6月に承認制度が廃止され、3年間の有効期限経過後は、失効することになりました。近畿厚生局管内の施設については、令和5年6月25日をもってすべての施設が失効しました。

※ 総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

- ア 乳 (牛乳、脱脂乳、加工乳など)
- イ 乳製品 (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)
- ウ 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)
- エ 食肉製品 (ハム、ソーセージなど)
- オ 魚肉練り製品 (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 (缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

② 所管する施設数[対象延品目数] (令和5年4月1日現在)

(内訳)	「乳」	3施設[4品目]
	「乳製品」	1施設[1品目]
	「清涼飲料水」	0施設[0品目]
	「食肉製品」	0施設[0品目]
	「魚肉練り製品」	0施設[0品目]
	「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	0施設[0品目]
		4施設[5品目]

③ 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合衛生管理製造過程承認施設への立入調査	1件	0件	0件

【HACCPとは】(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCP(ハサップ)は、食品の原料受入から製造・出荷までの全ての工程において発生する恐れのある危害を分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視することにより、危害の発生を未然に防ぎ、製品の安全を確保する衛生管理の手法のことです。

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第 25 条の規定による製品検査や同法第 26 条の規定により国又は都道府県、指定都市、若しくは中核市が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、登録を受けた検査機関が検査を適正に実施しているかを立入検査により確認を行っています。

② 所管する施設数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

管内に本部がある検査機関 13 機関
検査施設 24 施設

③ 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	19 件	27 件	25 件

(3) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）と共同で立入調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

このほか、平成 30 年に改正された食品衛生法の一部施行により、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大防止を目的とした、近畿厚生局及び府県自治体を構成員とする近畿広域連携協議会が平成 31 年 4 月に設置されました。

② 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	15 件	28 件	44 件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、都道府県等が行っていましたが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、地方厚生局が認定を行うことになりました。

厚生局では、施設の認定のほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：5施設（令和6年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定施設への査察	9件	10件	10件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2施設（令和6年3月31日現在）

(イ) 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

(5) 対中国等輸出水産食品取扱施設の認定及び衛生証明書の発行等

① 概要

(対中国)

中国に輸出する水産食品については、最終加工施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められており、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、施設の認定を地方厚生局が行うことになりました。衛生証明書の発行については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

(対韓国)

韓国に輸出する冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓については、処理施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められています。

認定施設になるためには、認定要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に認定される必要があります。

厚生局では、施設の認定及び衛生証明書の発行等を平成25年2月から実施しています。

(対ブラジル)

ブラジルに輸出する水産食品については、平成 21 年 2 月から衛生証明書の添付が求められています。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和 2 年 4 月からは、施設認定手続、認定施設の定期確認および衛生証明書の発行を地方厚生局が行うことになりました。

② 実績(一元的な輸出証明書発給システム含む(令和 4 年度～))

(対中国)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取扱施設の認定	0 件	0 件	0 件
衛生証明書の発行	2,240 件	3,107 件	1,466 件
認定施設への査察	*77 件	2 件	8 件

*例年とは異なり、中国政府の要請により実施。

(対韓国)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取扱施設の認定	0 件	0 件	1 件
衛生証明書の発行	8 件	2 件	4 件

(対ブラジル)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取扱施設の認定	0 件	0 件	0 件
衛生証明書の発行	0 件	0 件	0 件
認定施設への査察	3 件	3 件	3 件

(6) 対米等輸出食肉処理場等に係る認定施設の査察

① 概要

食肉及びその加工品の輸出は、輸出食肉処理場等が相手国政府の定める衛生要件に適合することの認定を取得することが求められています。

厚生局では、定期的に職員を認定施設に派遣し、査察を実施しています。

② 実績(1 施設で複数国の認定取得の場合、それぞれの国の要綱に求められる回数で重複計上しています)

ア 対米輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：2 施設(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(イ) 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定施設への査察	24 件	24 件	24 件

イ 対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定施設への査察	27 件	27 件	27 件

ウ 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定施設への査察	4 件	4 件	4 件

エ 対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：6 施設（令和 6 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
認定施設への査察	4 件	4 件	5 件

(7) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制

① 概要

食品として販売されるものの広告や表示等においては、健康保持増進効果に関して、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示を行うことが禁止されています。

虚偽誇大広告等の表示に関し、必要と認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、違反事例への勧告、命令に関しては、都道府県等がその権限を有しています。

厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら事業者へ指導等を行っています。

② 実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
都道府県等及び事業者からの相談	0 件	0 件	0 件

11 地域包括ケア推進課

管内2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）及び市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

（1）広域的な視点で行う自治体支援

① 府県及び市町村職員向けセミナー等

ア 概要

府県及び市町村に対する地域包括ケアシステム構築に係る支援の一環として、近畿管内の自治体職員に対する初任者向けのセミナー等を開催しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	参加人数
近畿ブロック地域包括ケア推進セミナー ①「担当になったらまずは理解したい地域包括ケアシステムの基本」 ②「第9期介護保険事業計画策定セミナー」	7/4（ハイブリッド）近畿厚生局第二庁舎8F会議室	自治体担当者、地域包括支援センター職員、保健所担当者	617名（会場33名、Web 584名）

② 府県、市町村担当者会議等

ア 概要

テーマに応じて、外部有識者の方々へ出席をいただき、管内府県担当者等との地域包括ケアの推進に係る意見交換会等を開催しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	参加人数等
地域支援事業交付金事務担当者研修会	7/28（オンライン）	府県、市町村担当者	159 アカウント
近畿ブロック認知症施策会議	10/25（オンライン）	府県担当者	府県 20名
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための近畿厚生局管内府県担当者意見交換会	2/26（オンライン）	府県、後期高齢者医療広域連合担当者	府県 17名 後期高齢者医療広域連合 20名

③ 近畿厚生局地域包括ケア推進本部

ア 概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築推進のため、近畿厚生局内における横断的なメンバーにより構成した近畿厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、府県

及び市町村支援等について検討しています。

イ 実績

〈近畿厚生局地域包括ケア推進本部会議〉
四半期毎に開催

(2) 地域の実情に応じた自治体支援

① 交付金等の交付

ア 概要

地域支援事業交付金(※1)について、適切な執行となるよう、事前協議、交付申請、実績報告、再確定等についてのとりまとめを行っています。

また、地域医療介護総合確保基金(※2)についても、近畿管内の府県について執行状況等のヒアリングを行い、適切な基金事業運営の確保を行っています。

加えて、令和3年度から、後期高齢者医療特別調整交付金(※3)についても、交付申請、ヒアリングを行っています。

※1 地域支援事業及び地域支援事業交付金

地域支援事業は、市町村において、高齢者の介護予防、社会参加、地域における自立生活の支援を目的として、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業。

地域支援事業交付金は、市町村において地域支援事業を行うための経費にかかる交付金。

※2 地域医療介護総合確保基金

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成26年度から消費税増収分を活用して各都道府県に設置した財政支援制度。支援対象は、医療機関の施設・設備整備、介護施設等の整備、医療従事者及び介護従事者の確保等に関する事業。地方厚生局においては令和3年度より交付決定を行っています。

※3 後期高齢者医療特別調整交付金

令和3年度から、後期高齢者広域連合から委託を受けた市町村が、事業の企画・調整等を担当する医療専門職と地域を担当する医療専門職を配置し、国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と高齢者保健事業を一体的に実施する事業。

イ 実績

〈地域支援事業交付金〉

交付決定にかかる事前協議書のとりまとめ

交付申請書(変更交付申請書含む)のとりまとめ

実績報告書(再確定含む)のとりまとめ

	保険者数	交付決定額
令和3年度	212	32,181,030,063円
令和4年度	212	28,379,809,388円
令和5年度	212	27,402,522,656円

〈地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分・介護従事者確保分)〉
 基金の執行状況及び事業量の調査とりまとめ
 交付申請書のとりまとめ
 実績報告書のとりまとめ
 市町村に対するヒアリングの実施

	交付決定額
令和3年度	11,672,722,000円
令和4年度	23,912,358,000円
令和5年度	6,289,412,000円

〈後期高齢者医療特別調整交付金〉
 交付申請書のとりまとめ
 市町村に対するヒアリングの実施

② 介護保険事業(支援)計画の進捗状況等の把握、助言及び支援

ア 概要

市町村及び府県において策定された介護保険事業(支援)計画の進捗管理について必要な助言等を行っています。

イ 実績

府県に対するヒアリング実施

③ 地域包括ケアに関する情報提供

在宅医療・介護連携を推進するため、保険医療機関等が当局に届出をしている診療報酬の施設基準等に係るデータを近畿管内府県に提供しています。

④ 地域支援事業等に関する疑義照会対応

ア 概要

地域支援事業交付金の申請手続、地域医療介護総合確保基金の活用等に関して、近畿管内府県及び府県を通じて市町村から寄せられた質問に対しては、必要に応じ厚生労働省老健局に確認の上、随時回答しています。

イ 実績

	疑義照会件数
令和3年度	115件
令和4年度	156件
令和5年度	106件

⑤ 地域づくり加速化事業等の伴走的支援等

ア 概要

管内市町村が取り組んでいる介護予防・日常生活支援総合事業(※4)等について、厚生労働本省及び府県と連携し、個別の市町村の実情に応じた伴走的支援や、地域づくりの促進のためのブロック別研修などを行いました。

イ 実績

〈伴走的支援(※5)〉

	対象市町村数	実施回数
令和4年度	9件	各市町村×3回
令和5年度	10件	各市町村×3回程度

※ 対象市町村数は、地域づくり加速化事業及び同事業と同様の伴走的支援を行った実績の合計

〈ブロック別研修〉

	回数	実施日
令和4年度	1回	1/19
令和5年度	1回	2/16

〈報告会（全国）〉

	回数	実施日
令和4年度	1回	3/2/～3/3
令和5年度	1回	3/4、3/5、3/8

※4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護保険の地域支援事業のうち、要支援者等の多様なニーズに対して、多様なサービスを提供する事業。市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等の実施を目指しています。

※5 伴走的支援

アドバイザー、厚生労働省（本省、厚生局職員）や府県職員が支援を要する市町村に赴き、市町村職員や関係者と共に現状や課題を確認し、その解決に向けた検討を行うことで、地域づくりの後押しをする取組。

（3）普及啓発活動

① 医育機関等における普及啓発

ア 概要

大学医学部、病院等において、担当官による地域包括ケアに関する講演を実施しています。

イ 実績

	講演数
令和3年度	8回
令和4年度	4回
令和5年度	4回

② 近畿厚生局内における普及啓発

ア 概要

認知症への理解を深めるため、当局の職員等を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しています。

イ 実績

	受講者数
令和3年度	42名(2回)
令和4年度	28名(1回)
令和5年度	37名(1回)

※ () については、当講座の開催数

(4) 国の機関との連携

① 近畿地域包括ケア等推進関係省庁連絡会

ア 概要

地域包括ケアシステムの構築及び発展に資することを目的として、近畿管内の国の地方出先機関相互において、協議、情報交換等を通じ地域の施策事情等について意見交換し相互理解を深めるとともに、多方面にわたり有益な連携をすすめるため、総務省近畿総合通信局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局・近畿運輸局、農林水産省近畿農政局、環境省近畿地方環境事務所が構成機関として参画し、連絡会を開催しています。

イ 実績

	開催回数
令和3年度	1回
令和4年度	1回
令和5年度	1回

② 国の地方出先機関等と連携したセミナー等

ア 概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築の推進を図るため、近畿管内の国の地方出先機関と連携し、セミナー等を開催や参画しています。

イ 実績

	開催日・場所	対象者	連携した地方出先機関
デジタル関連施策の合同説明会	10/18(ハイブリッド)	地方公共団体及び企業等	近畿総合通信局
近畿地域包括ケア等推進省庁横断セミナー	10/23(オンライン)	まちづくり・地域づくりにかかわる自治体職員をはじめとする幅広い関係者	近畿総合通信局 近畿農政局 近畿経済産業局 近畿地方整備局 近畿運輸局 近畿地方環境事務所
農福連携フォーラム in 近畿	10/26(ハイブリッド)	府県及び市町村担当者、民間事業者	近畿農政局
近畿ブロック移動支援セミナー	11/7(オンライン)	府県、市町村担当者	近畿運輸局

そのほか、次の会議等に参画、参加しています。

- ・大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム(大阪労働局)

- ・近畿デジタル田園都市国家構想推進協議会（近畿総合通信局）
- ・未来技術社会実装事業（河内長野市・豊能町・かつらぎ町・太地町）（内閣府地方創生推進事務局）
- ・関西 SDGs プラットフォーム 「ローカル SDGs・脱炭素分科会」（近畿地方環境事務所）

12 保 険 課

(1) 健康保険組合の行う業務についての指導及び監査

① 概要

健康保険組合は、国の健康保険事業を代行することを目的として、事業主及びその事業所に使用される者等を組合員として組織された、健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。

そのため、健康保険組合では、健康保険法をはじめとする法令、通知、健康保険組合規約・規程に基づいて事業運営を行っています。

近畿厚生局では、健康保険組合から申請があった、規約変更等の認可や届出書等の受理及び審査、厚生労働大臣へ提出される書類の審査等の業務のほか、健康保険組合の適正な予算編成のために説明会等を開催しています。

また、健康保険組合における事業運営状況について、検査、指導等を行うことを目的として、管内の健康保険組合に対する実地指導監査を実施しています。

実地指導監査においては、総合監査はもとより、財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から指導を実施し、ひとりあたりの医療費が高額となっている健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いた指導を実施するなど、それぞれの健康保険組合の事業運営状況に添った実地指導監査を行っています。

② 実績

ア 所管する健康保険組合数

	単 一	連 合	総 合	総 数
令和3年度末	206 組合	7 組合	55 組合	268 組合
令和4年度末	205 組合	7 組合	55 組合	267 組合
令和5年度末	204 組合	7 組合	55 組合	266 組合

イ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
令和3年度	373件	1,415件	3,269件	362件
令和4年度	355件	1,189件	3,221件	357件
令和5年度	296件	696件	3,206件	325件

ウ 実地指導監査の実施件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導監査	13 組合	54 組合	54 組合

※令和3年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減数

(2) 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない事業所の事業主及びその事業所に使用される者等に係る健康保健事業を行う組織として健康保険法により設置された法人です。

また、全国健康保険協会は、加入者に対する保険給付の適正な支給決定のため、法令に基づき、必要に応じて事業主に対する立入検査を実施しています。

近畿厚生局では、全国健康保険協会が、法令に基づき行う事業主への立入検査等について認可を行っており、その認可有効期間の満了時には、全国健康保険協会の支部から立入検査等の実施結果の報告を受け、立入検査等が適正に実施されたことを確認しています。

また、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部について、会計事務及び個人情報取扱をはじめ、業務全般の事故防止を図る観点から、事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

ア 健康保険協会が行う立入検査等の認可件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可件数	4件	0件	2件

イ 全国健康保険協会が行う立入検査等の実施結果報告の受理・確認件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受理・確認件数	3件	2件	3件

ウ 立入検査の実施件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立入検査	3支部	2支部	2支部

13 企業年金課

(1) 確定拠出年金に関する業務

① 概要

確定拠出年金は、事業主が拠出した資金（又、併せて従業員が自ら拠出することも可能。）を、従業員が自らの責任において運用の指図を行い、老後にその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための年金制度として平成 13 年 10 月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型（iDeCo）」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

② 実績

ア 規約承認件数（各年度末時点）

	規約承認総件数	新規承認件数
令和3年度	1,126 件	40 件
令和4年度	1,167 件	57 件
令和5年度	1,196 件	37 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数

イ 各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
令和3年度	57 件	290 件	2,866 件
令和4年度	48 件	403 件	1,407 件
令和5年度	25 件	353 件	2,823 件

(2) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている制度として平成 14 年 4 月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において、年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等にかかる受理、承認、認可及び厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数（各年度末時点）

	規約承認（規約型）及び 認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認 及び新規認可件数
令和3年度	2,355 件	7 件
令和4年度	2,334 件	19 件
令和5年度	2,293 件	8 件

(注) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認 可申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
令和3年度	341 件	143 件	3,182 件	61 件
令和4年度	337 件	106 件	3,738 件	75 件
令和5年度	317 件	98 件	3,808 件	81 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して監査を始めました。監査には、書面による監査と実地による監査があり、書面による監査は、監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行うこととしています。

また、総合型の企業年金基金（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同して実施する確定給付企業年金）に対しては、実施計画を策定のうへ、定期的に実地による監査を実施しています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
令和3年度	10 基金	190 事業主	7 基金	0 事業主
令和4年度	6 基金	114 事業主	4 基金	0 事業主
令和5年度	7 基金	132 事業主	6 基金	0 事業主

14 管理課

(1) 医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

○ 概要及び実績

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度に、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を、所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
証明書の交付件数	51件	51件	49件

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第5条第1項第29号ヲまたはヨ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
証明書の交付件数	19件	20件	20件

(4) 国民健康保険の保険者等の指導

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、助言・指導監督を行っています。

② 実績（令和5年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、健診受診率の向上等による保健事業の充実等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7市町、5国保連合会＞

- | | | |
|-------|--------|------------------|
| ・福井県 | ・鯖江市 | ・福井県国民健康保険団体連合会 |
| ・滋賀県 | ・大津市 | ・滋賀県国民健康保険団体連合会 |
| ・京都府 | ・京田辺市 | ・京都府国民健康保険団体連合会 |
| ・大阪府 | ・岬町 | |
| ・兵庫県 | ・相生市 | |
| ・奈良県 | ・大和郡山市 | ・奈良県国民健康保険団体連合会 |
| ・和歌山県 | ・有田市 | ・和歌山県国民健康保険団体連合会 |

（令和3年度：7府県、7市町、5国保連合会）

（令和4年度：7府県、7市町、2国保連合会）

（5）後期高齢者医療制度の運営主体等の指導

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、助言・指導監督を行っています。

② 実績（令和5年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けての取り組み状況及び支援等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7広域連合、7市町、5国保連合会＞

- | | | |
|-------|------------------|-------|
| ・福井県 | ・福井県後期高齢者医療広域連合 | ・鯖江市 |
| | ・福井県国民健康保険団体連合会 | |
| ・滋賀県 | ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 | ・大津市 |
| | ・滋賀県国民健康保険団体連合会 | |
| ・京都府 | ・京都府後期高齢者医療広域連合 | ・京田辺市 |
| | ・京都府国民健康保険団体連合会 | |
| ・大阪府 | ・大阪府後期高齢者医療広域連合 | ・岬町 |
| ・兵庫県 | ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 | ・相生市 |
| ・奈良県 | ・奈良県後期高齢者医療広域連合 | ・京田辺市 |
| | ・奈良県国民健康保険団体連合会 | |
| ・和歌山県 | ・和歌山県後期高齢者医療広域連合 | ・有田市 |
| | ・和歌山県国民健康保険団体連合会 | |

（令和3年度：7府県、7市町、7広域連合、5国保連合会）

（令和4年度：7府県、7市町、7広域連合、2国保連合会）

(6) 社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局の指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局に対し、社会保険診療報酬支払基金各府県審査委員会事務局が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績（令和5年度）

社会保険診療報酬支払基金京都審査委員会事務局、奈良審査委員会事務局及び和歌山審査委員会事務局の3カ所に対し、監査を行いました。

（令和3年度：2支部）

（令和4年度：2支部）

15 医療課

(1) 指導監査課及び府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

○ 概要及び実績

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第 25 条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健所を設置する市又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成 5 年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の 2 の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。
- エ 医療の高度の安全を確保する。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

(臨床研究中核病院)

臨床研究中核病院とは、平成 27 年 3 月 31 日付の医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の 3 の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する。
- イ 共同して特定臨床研究を実施する場合には、主導的な役割を果たす。
- ウ 相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績

ア 所管する特定機能病院：15 病院（令和 6 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井保健所
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市保健所
	京都府立医科大学附属病院	京都市保健所
大阪府	大阪医科薬科大学病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属病院	枚方市保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田市保健所
	国立循環器病研究センター	吹田市保健所
	大阪公立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪国際がんセンター	大阪市保健所
	近畿大学病院	富田林保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	中和保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

イ 特定機能病院立入検査の実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院

ウ 所管する臨床研究中核病院：3 病院（令和 6 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市保健所
大阪府	大阪大学医学部附属病院	吹田市保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所

エ 臨床研究中核病院立入検査の実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
立入検査の実施病院数	3 病院	3 病院	3 病院

(3) 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する業務

① 概要

近畿厚生局が保険医療機関等に行った取消処分を不服として、保険医療機関等から訴訟を提起された場合において、法務局と連絡調整を行うほか、訴訟に関する情報の収集、分析を行っています。

② 実績

< 訴訟対応件数（指導部門） >

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訴訟対応件数	2件	1件	2件

16 調査課

(1) 保険医療機関等に関する定例的な調査等の調整・報告

① 概要

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告、その他保険医療機関等に関する調査等の調整・分析・報告を行っています。

② 実績

定例報告に係る各種様式を発送した件数			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医科	19,376件	19,420件	19,447件
歯科	12,114件	12,075件	11,961件
薬局	9,951件	10,132件	10,254件
訪問看護ステーション	3,240件	3,637件	3,892件

※管内の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションに送付

(2) 指導部門が保有する行政文書の公開に関する業務

① 概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、指導部門が保有する行政文書の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求件数	356件	386件	325件

(3) 保険医療機関等管理システムを活用した情報管理

○ 概要及び実績

保険医療機関等の情報を電子データで管理する保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報管理業務を行っています。

また、保険医療機関等管理システムから、近畿厚生局管内の保険医療機関等の指定状況や施設基準の届出状況等に係るデータを抽出し、ホームページへの掲載を行っています。

17 特別指導第一課・特別指導第二課

特別の対応を行う必要がある保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督

① 概要

特別指導第一課・第二課は、特別の対応を行う必要がある保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督を行っています。

② 実績

大阪府内の保険医療機関及び保険薬局等に対して監査を実施し、監査の結果に基づき行政上の措置を行いました。

なお、監査等の実績については、厚生労働省の「令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を採っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

被保険者等がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下、「はり師等」という。）に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦はり師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、平成 31 年 1 月から、はり師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみをはり師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けたはり師等が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を採っています。

近畿厚生局では、はり師等の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

- ② 実績
81 頁～82 頁に掲載

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本診療料及び特掲診療料の施設基準等受理件数	234,553 件	258,121 件	324,127 件

(注) 施設基準等受理件数は各年度の4月1日現在の状況

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ること

を目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けたはり師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任に係る登録等を受けたはり師等が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

指導監査等の実績については、厚生労働省の「令和5年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。

※ 上記の(1)～(3)の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所(大阪府にあっては、指導監査課)が行っています。
 保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定 訪問 看護 事業所	あん摩マ ッサージ 及び指 圧、は り、きゅ う施術所	柔道 整復 施術所
	医科	歯科	薬局	医師	歯科 医師	薬剤師			
福井県	501	305	318	2,518	547	1,429	106	90	238
滋賀県	986	585	661	4,637	1,062	3,602	206	359	474
京都府	2,358	1,308	1,141	12,766	2,557	8,157	468	1,070	1,336
大阪府	8,666	5,538	4,568	37,888	11,856	30,866	2,150	4,955	6,427
兵庫県	4,960	2,973	2,750	21,430	5,367	18,868	1,002	1,558	2,362
奈良県	1,128	702	560	5,188	1,270	3,962	230	417	593
和歌山県	973	534	470	4,160	1,008	2,865	218	346	601
R6.4.1 現在	19,572	11,945	10,468	88,587	23,667	69,749	4,380	8,795	12,031
R5.4.1 現在	19,547	12,043	10,260	87,301	23,531	68,142	3,959	8,581	12,083
R4.4.1 現在	19,518	12,151	10,177	85,657	23,339	66,553	3,577	8,471	12,119

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
福井県	12	8	17	37	122	87	40	249
滋賀県	53	21	48	122	185	114	71	414
京都府	112	37	67	216	516	277	140	933
大阪府	434	180	309	923	1,626	1,171	644	3,441
兵庫県	205	102	184	491	996	639	383	2,018
奈良県	39	23	34	96	226	155	127	508
和歌山県	25	17	24	66	230	125	77	432
令和 5年度	880	388	683	1,951	3,901	2,568	1,482	7,995
令和 4年度	859	401	721	1,981	3,935	2,530	1,464	7,929
令和 3年度	742	396	692	1,830	2,304	1,333	1,197	4,834

19 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締 り

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け刑事訴訟法上の司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

・麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD など
・大麻取締法	大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻など
・あへん法	あへん、けし、けしがら
・覚醒剤取締法	覚醒剤
・麻薬特例法	薬物犯罪収益の隠匿・収受の処罰、薬物犯罪収益の没収など
・医薬品医療機器等法	模造医薬品、指定薬物（危険ドラッグ）

※ 麻薬特例法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

※ 医薬品医療機器等法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

[刑法]

・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

事件によって、関係取締機関（警察、海上保安庁、税関など）と合同で薬物犯罪捜査を行っています。

また、毎年 6 月頃に、厚生労働省との共催で、管内薬物取締機関の参加を得て、近畿地区麻薬取締協議会を開催しています。新たに規制された薬物や取締上の特異事例などについて情報交換を行い、犯罪手口の変化に対応するための意見交換を行うなど各機関との連携を図っています。

② 実績

ア 検挙人員（令和 5 年度）

	麻薬及び向精神薬取締法	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	医薬品医療機器等法	合計
件数(件)	18	40	31	6	2	97
人員(名)	12	52	33	14	2	113

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※暫定値】

イ 押収実績（令和5年度）

麻薬	大麻	覚醒剤
コカイン 4,549g	乾燥大麻 5,558g 大麻濃縮物 9,595g	29,939g

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※小数点以下は四捨五入 ※暫定値】

ウ 令和5年度の傾向

薬物密売事犯は、SNSを悪用した密売が主流を占めていますが、依然として暴力団組織による覚醒剤密売も横行しており、令和5年度にあっては在阪暴力団組織による組織的な覚醒剤密売事犯を摘発しました。

また、薬物密輸事犯も頻発しており、関西国際空港開港以来、同空港では最大となる約30キログラムの覚せい剤密輸事犯を摘発し、首謀者2名を検挙しました。

年々増加する大麻事犯にあっては収束の気配は見られず、若年層を中心とした摘発が続いているほか、管内でも大麻類似成分を含む危険ドラッグの横行により健康被害が発生するなどし、司法、行政両面による取締りを継続しています。

（2）鑑 定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主なものとして、以下の鑑定を行っています。

- ア 押収薬物の特定
- イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液など）からの規制薬物の検出
- ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や、新たな規制薬物の鑑定方法の研究を行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鑑定総件数	1,518件	1,599件	889件

【近畿厚生局麻薬取締部集計 ※受理日を元に算出】

（3）許 認 可

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬などは医薬品として医療上の有用性がありますが、ひとたび乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすこととなります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通は医療や学術研究に限定されています。また取り扱うことのできる者を免許によって特定し、その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、麻薬及び向精神薬取締法などの規定に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可などの審査などを行っています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
許認可総件数	470件	762件	1381件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

※ 新型コロナウイルス感染症対策として実施されてきた出入国制限が緩和された影響で出入国者数が増加し、令和4年度以降の麻薬・覚醒剤原料の携帯輸出入の申請件数が増加しました。それに伴って、許認可総件数も増加しています。

(4) 立入検査

① 概要

麻薬及び向精神薬取締法などの各法令に基づいて、免許・指定・届出・許可などを受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局などの小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立入検査 実施総件数	109件	163件	179件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(5) 違法薬物相談電話

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれぞれ直通の電話番号を設置し、違法薬物全般に係る相談業務を行っています。

提供された情報を分析し、違法薬物の押収や被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

② 実績

相談受理件数	令和3年	令和4年	令和5年
大阪	165件	108件	118件
神戸	31件	18件	16件
合計	196件	126件	134件

【近畿厚生局麻薬取締部集計】

(6) 再乱用防止対策

① 概要

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方などを対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

② 実績

ア 面談、電話、メールなどを用いた相談

イ 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施

ウ 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体などの紹介などで、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通相談電話は「06-6949-6330」です。

(7) 薬物乱用防止のための啓発活動

① 概要

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年に対する啓発指導などを実施しています。

② 実績

<主な予防啓発活動>

ア 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレットなどを配布し、府県・保健所などと協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、それらの発見・除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校などにおける薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧

(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)
1	福井県	学校法人国際ビジネス学院	1210005005121	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-22	H20.5.8	【国際ビジネス専門学校福井】
2		学校法人青池学園	8210005008893	三方郡美浜町大敷7号永長24番2	H26.8.7	【若狭医療福祉専門学校】 【青池調理師専門学校】 【富山リハビリテーション医療福祉大学】 【富山調理製菓専門学校】
3		公立大学法人敦賀市立看護大学	9210005009404	敦賀市木崎7号亀田2番1	H29.9.15	【敦賀市立看護大学】
4		学校法人福井県理美容学園	1210005000675	吉田郡永平寺町松岡兼定島第34号3番地2	R19.9.20	【福井県理美容専門学校】
5		学校法人朝日学園	3210005000649	福井市木田三丁目1313番	R4.12.14	【専門学校福井文化服装学院】
6	滋賀県	学校法人滋賀学園	4160005006444	東近江市布施町29	H21.10.1	【びわこ学院大学】 【びわこ学院大学短期大学部】
7		公益社団法人滋賀県私立病院協会	1160005000094	大津市真野1-12-30	H26.10.7	【滋賀県堅田看護専門学校】
8		地方独立行政法人公立甲賀病院	3160005010686	甲賀市水口町松尾1256番地	R29.2.4	【甲賀看護専門学校】
9		学校法人聖泉学園	4160005004852	彦根市肥田町720番地	R4.11.16	【聖泉大学】
※		学校法人松翠学園	6200005003443	岐阜県羽島郡岐南町三宅一丁目130番地 (東海北陸厚生局管轄)	R6.2.22	【滋賀文教短期大学】
10	京都府	学校法人YIC学院	3130005006200	京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27	H20.4.23	【専>YIC京都工科大学】 【YIC京都ビューティ専門学校】 【YIC京都ペット総合専門学校】 【YIC京都日本語学院】
11		学校法人島津学園	1130005007497	南丹市園部町小山東町今北1番3	H20.5.12	【京都医療科学大学】 【京都医療技術短期大学】
12		学校法人京都精華大学	8130005004224	京都市左京区岩倉木野町137番地	H22.5.21	【京都精華大学】
13		学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都市東山区一橋宮ノ内町7番地	H26.4.1	【京都仏眼鍼灸理療専門学校】 【京都仏眼医療専門学校】
14		学校法人裏千家学園	3130005004204	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺町651番地	H26.9.1	【裏千家学園茶道専門学校】
15		学校法人南京都学園	9130005008348	相楽郡精華町大字下始小字中地内48番地	H26.9.3	【京都福祉専門学校】 【京都動物専門学校】
16		学校法人佛教育学園	5130005004243	京都市北区紫野北花ノ坊町96	H27.4.14	【京都華頂大学】 【華頂短期大学】
17		公立大学法人福知山公立大学	1130005014551	福知山市字堀3370番地	H28.6.20	【福知山公立大学】
18		学校法人京都育英館	1130005013685	京都市中京区壬生東高田町1番21	H30.3.27	【京都看護大学】
19		公益社団法人京都保健会	9130005012424	京都市右京区太秦榊森町18番13 京医協ビル2階	H30.9.27	【近畿高等看護専門学校】
20		学校法人明治東洋医学院	9130005007498	南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1	R1.10.17	【明治東洋医学院専門学校】
21		学校法人京都情報学園	1130005005501	京都市左京区中門前町7番地	R3.4.22	【京都情報大学院大学】
22		京都中部総合医療センター看護専門学校	1000020268046	南丹市八木町南広瀬上野3番地1	R3.10.14	【京都中部総合医療センター看護専門学校】
23		学校法人京都橘学園	4130005004293	京都市山科区大宅山田町34番地	R5.2.22	【京都橘大学】
24		学校法人河崎学園	3120105005796	貝塚市水間158	H20.6.6	【大阪河崎リハビリテーション大学】
25		学校法人桃山学院	5120005004756	大阪市阿倍野区昭和町3-1-64	H24.1.23	【桃山学院大学】 【桃山学院教育大学】
26		学校法人日本教育財団	2120005004759	大阪市北区梅田3-3-1	H24.1.31	【大阪モード学園】 【名古屋モード学園】 【東京モード学園】 【HAL大阪】 【HAL名古屋】 【大阪医専】 【名古屋医専】 【HAL東京】 【HAL医校】 【国際ファッション専門職大学】 ・ファッションクリエイション学科 ・ファッションビジネス学科 ・大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 ・名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科 【東京国際工科専門職大学】 【大阪国際工科専門職大学】 【名古屋国際工科専門職大学】
27		学校法人常磐会学園	5120005004707	大阪市平野区平野南4-6-7	H24.3.7	【常磐会学園大学】 【常磐会短期大学】
28	学校法人大阪滋慶学園	8120005004803	大阪市淀川区喜原1-2-43	H25.6.21	【新大阪歯科理工士専門学校】	
29	社会医療法人北斗会	8120905004076	豊中市城山町1-9-1	H25.12.17	【北斗会看護専門学校】	
30	医療法人(社団)有恵会	9120005012557	枚方市香里ヶ丘五丁目8番1号	H25.12.25	【香里ヶ丘看護専門学校】	
31	社会医療法人同仁会	9120105000131	堺市堺区大仙西町6丁184番地2	H26.1.28	【泉州看護専門学校】	
32	学校法人誠僱学園	7120105005792	貝塚市海塚一丁目20番5号	H26.5.13	【大阪社会福祉専門学校】	
33	学校法人福井学園	4120005004633	大阪市東淀川区大槻2-6-6	H26.9.11	【日本コンピュータ専門学校】 【日本メディカル福祉専門学校】 【日本理工情報専門学校】	
34	学校法人近畿大学	2122005000036	東大阪市小若江3-4-1	H26.10.1	【近畿大学】	
35	学校法人未来学園	1120905001699	大阪市北区本庄東1-8-19	H26.10.2	【大阪総合福祉専門学校】	
36	学校法人薫英学園	5120905001695	摂津市正雀1-4-1	H26.10.7	【大阪人間科学大学】	
37	学校法人箕面学園	5120905003477	箕面市箕面7-7-31	H26.10.23	【箕面学園福祉保育専門学校】	
38	公益財団法人浅香山病院	9120105007713	堺市堺区今池町3丁3番16号	H26.10.23	【公益財団法人浅香山病院看護専門学校】	

学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧

(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)
※	大阪府	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	東京都港区高輪3-22-12 (関東信越厚生局管轄)	H27.2.19	【JCHO大阪病院附属看護専門学校】
39		国立大学法人大阪教育大学	2122005002494	柏原市旭ヶ丘4-698-1	H27.3.12	【大阪教育大学】
40		学校法人大阪電気通信大学	3120005012802	寝屋川市初町18番8号	H28.5.11	【大阪電気通信大学】
※		学校法人駿河台学園	3010005002343	東京都千代田区神田駿河台二丁目12 (関東信越厚生局管轄)	H28.9.21	【駿台観光&外語ビジネス専門学校】
41		学校法人谷岡学園	3122005000035	東大阪市御厨栄町四丁目1番10号	H30.1.15	【大阪商業大学】
42		学校法人修成学園	5120005004665	大阪市西淀川区大和田五丁目19番30号	H30.7.30	【修成建設専門学校】
43		学校法人田島学園	8120005013993	大阪市都島区片町一丁目5番13号	H30.11.19	【近畿社会福祉専門学校】
44		社会医療法人愛仁会	6120005004805	大阪市西淀川区福町三丁目2番39号	H30.12.14	【愛仁会看護助産専門学校】 【明石医療センター附属看護専門学校】
45		学校法人大美学園	1120005010114	大阪市中央区玉造二丁目28番27号	R19.10	【大阪美容専門学校】
46		学校法人日中文化芸術学院	8120005017656	大阪市天王寺区大道三丁目5-11	R19.10	【日中文化芸術専門学校】
47		学校法人大阪聖徳学園	6120005004788	大阪市生野区舍利寺三丁目11番24号	R19.17	【大阪教育福祉専門学校】
48		学校法人ミクニ学園	9120005004752	大阪市淀川区三国本町3丁目35番8号	R1.10.17	【大阪文化服装学院】
49		学校法人行信教団	6120905003039	高槻市東五百住町三丁目4番17号	R1.12.2	【行信教団】
50		学校法人大阪青山学園	7120905003475	箕面市新稲2丁目11番1号	R2.1.29	【大阪青山大学】
51		学校法人樟蔭学園	5122005000041	東大阪市菱屋西四丁目2番26号	R2.4.8	【大阪樟蔭女子大学】
52		学校法人浪商学園	9120105006459	泉南郡熊取町朝代1番1号	R2.6.15	【大阪体育大学】
53		公益社団法人大阪府柔道整復師会	3120005014393	大阪市西区本町三丁目10番3号	R2.9.15	【大阪府柔道整復師会医療スポーツ専門学校】
54		学校法人阪神学園	4120005004724	大阪市北区芝田二丁目9番20号	R2.9.15	【姫路予備校】
55		学校法人宮崎学園	6120005007444	大阪市東成区中道三丁目8番15号	R2.9.24	【大阪ベビィ動物看護専門学校】
56		学校法人愛甲学院大阪	7120005018614	大阪市北区天神橋七丁目15番1号	R2.9.24	【愛甲農業科学専門学校】
57		学校法人藤井会	5122005002789	東大阪市荒川二丁目3番43号	R2.9.24	【東大阪准看護学院】
58		学校法人花園南学園	2120005019393	大阪市西成区花園南一丁目4番2号	R2.10.5	【大阪観光ビジネス学院】
59		学校法人羽衣学園	3120105000277	高石市東羽衣一丁目11番57号	R3.7.9	【羽衣国際大学】
60		学校法人創真総合技術学園	1120005004685	大阪市中央区粉川町2番9号	R3.9.29	【日本写真映像専門学校】 【近畿測量専門学校】
※		独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	神奈川県川崎市中原区木月吉町1番1号 (関東信越厚生局管轄)	R4.9.7	【独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災看護専門学校】
61		社会福祉法人キリスト教ミード社会館	1120005002391	大阪市淀川区十三元今里一丁目1番52号	R4.10.21	【大阪コミュニティワーカー専門学校】
62		学校法人清風明育社	5120005004624	大阪市阿倍野区丸山通一丁目6番3号	R5.5.10	【清風情報工科学院】
63		学校法人古武学園	9120005004653	大阪市中央区日本橋二丁目8番20号	R5.9.6	【高津理容美容専門学校】
64		学校法人恵真学院	7120005004647	大阪市天王寺区伝人町2番15号	R5.10.6	【日本医療秘書専門学校】
65		学校法人村上学園予備校神戸セミナー	6140005002286	神戸市中央区下山手通8-4-26	H20.4.22	【予備校神戸セミナー】
66		公立八鹿病院看護専門学校	8000020288624	豊父市八鹿町下網繰381-1	H21.3.5	【公立八鹿病院看護専門学校】
67		県立神戸高等技術専門学校	8000020280003	神戸市西区学園東町5-2	H21.6.2	【県立神戸高等技術専門学校】
68		公益社団法人神戸市民間病院協会	6140005020577	神戸市中央区花満町33-19	H26.4.1	【公益社団法人神戸市民間病院協会神戸看護専門学校】
69		一般社団法人神戸東洋医療学院	5140005003814	神戸市中央区北長狭通四丁目5番7号	H26.4.1	【神戸東洋医療学院】
70		兵庫県立農業大学校	8000020280003	加西市常吉町1256-4	H26.7.31	【兵庫県立農業大学校】
71		学校法人トヨタ神戸整備学園	1140005002266	神戸市西区学園東町4-1	H26.9.3	【専門学校トヨタ神戸自動車大学校】
72		公益財団法人尼崎健康医療財団	5140005010876	尼崎市南塚口町4-4-8	H26.9.11	【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校】
73		学校法人兵庫科学技術学園	2140005010904	神戸市長田区林山町27-1	H26.10.2	【阪神自動車航空鉄道専門学校】
74		学校法人福富学園	6140005002278	神戸市中央区国香通6-7	H26.11.14	【神戸ファッション専門学校】
※		独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	東京都港区高輪3-22-12 (関東信越厚生局管轄)	H27.2.19	【JCHO神戸中央病院附属看護専門学校】
75		学校法人関西看護医療大学	6140005019768	淡路市志筑1456-4	H27.10.14	【関西看護医療大学】
76		学校法人神戸学園	3140005002223	神戸市東灘区向洋町中一丁目15番地	H27.12.21	【専門学校アートカレッジ神戸】 【神戸動植物環境専門学校】
77		学校法人海星女子学院	7140005002203	神戸市灘区青谷町二丁目7番1号	H28.4.4	【神戸海星女子学院大学】
78		学校法人スミレ・アカデミー	2140005002240	神戸市中央区古渡通一丁目2番2号	H28.12.6	【神戸リハビリテーション福祉専門学校】
79		学校法人森学園	8140005022316	明石市花園町1番地の1	H29.9.15	【ICT専門学校】

学生納付特例事務法人・取扱教育施設一覧

(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

項番	府県名	法人・教育施設の名称	法人番号	主たる事務所の所在地	指定(確認)年月日	備考(学校名)	
80	兵庫県	兵庫県立森林大学校	8000020280003	宍粟市一宮町能倉772-1	H29.10.11	【兵庫県立森林大学校】	
81		学校法人玉田学園	4140005002255	神戸市長田区池田上町92番地	H30.8.16	【神戸常盤大学】 【神戸常盤大学短期大学部】	
82		社会福祉法人ウエルライフ	8140005016284	西宮市西宮浜4丁目15番3号	R1.9.3	【介護福祉士養成学校 篠山学園】	
83		学校法人阪神専修学園	3140005010903	尼崎市御園町37番地	R1.12.2	【尼崎理容美容専門学校】	
84		学校法人演名学院	5140005010901	尼崎市瀬江1丁目3番23号	R2.1.27	【関西保育福祉専門学校】	
85		宝塚市立看護専門学校	1000020282146	宝塚市小浜4-5-5	R2.9.15	【宝塚市立看護専門学校】	
86		医療法人社団淡路平成会	1140005019830	南あわじ市八木養宣中173番地	R2.9.24	【平成淡路看護専門学校】	
87		学校法人宝塚音楽学校	1140005018741	宝塚市栄町一丁目1番57号	R2.9.24	【宝塚音楽学校】	
88		学校法人愛甲学院	9140005002192	神戸市東灘区本山北町三丁目2番8号	R2.9.30	【愛甲学院専門学校】	
89		学校法人姫路文化学園	5140005013466	姫路市手柄一丁目22-1	R2.9.30	【姫路福祉保育専門学校】	
90		医療法人社団徳恵会	7140005001948	神戸市須磨区磯馴町四丁目1番6号	R2.11.18	【神戸総合医療専門学校】	
91		学校法人中内学園	7140005002269	神戸市西区学園西町三丁目1番	R2.12.8	【流通科学大学】	
92		学校法人みかほ学園	7140005013464	姫路市東延末二丁目165番	R3.9.29	【日本栄養専門学校】	
93		学校法人育成学園	3140005010886	尼崎市開明町二丁目30番地の2	R4.12.5	【神戸国際調理製菓専門学校】	
94		丹波市立看護専門学校	3000020282235	丹波市氷上町石生2069番地2	R5.9.6	【丹波市立看護専門学校】	
95		奈良県	一般社団法人奈良県歯科医師会	5150005000703	奈良市二条町二丁目9番2号	H26.9.17	【奈良歯科衛生士専門学校】
96			一般財団法人信貴山病院	9150005003264	生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号	H26.10.15	【ハートランドしづき看護専門学校】
97			学校法人青丹学園	4150005000638	奈良市右京1丁目1番5	H27.1.13	【関西学研医療福祉学院】 【ウェルルーージュ美容専門学校】
98			国立大学法人奈良国立大学機構	2150005002173	奈良市北魚屋東町	H27.11.17	【奈良女子大学】
99	学校法人奈良学園		1150005003610	奈良市中登美ヶ丘三丁目15番1号	H27.12.1	【奈良学園大学】	
100	和歌山県	紀南看護専門学校	6000020308391	田辺市新庄町225番地の135	H20.4.8	【紀南看護専門学校】	
101		国保野上厚生総合病院附属看護専門学校	3000020308056	海草郡紀美野町小畑165-4	H20.4.8	【国保野上厚生総合病院附属看護専門学校】	
102		国立大学法人和歌山大学	6170005001780	和歌山市栄谷930	H27.3.10	【和歌山大学】	
103		学校法人和歌山キリスト教育年会	9170005000929	和歌山市太田一丁目12番13号	H30.7.18	【和歌山YMCA国際福祉専門学校】	
104		学校法人和歌山信愛女学院	1170005000903	和歌山市屋形町二丁目23番地	R3.2.25	【和歌山信愛女子短期大学】	
105		和歌山県立高等看護学院	4000020300004	紀の川市西野山505番1	R4.10.5	【和歌山県立高等看護学院】	
106		和歌山県立なぎ看護学校	4000020300004	新宮市蜂伏20番39号	R5.1.23	【和歌山県立なぎ看護学校】	

※ 学校の法人登記が近畿厚生局管外にあるため、法人登記のある厚生(支)局で学生納付特例事務法人の指定を行っています。

生活保護法に基づく指定医療機関等一覧(46機関)

令和6年3月31日現在

府県名	医療機関等名	法人番号	所在地
福井県	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	1013205001281	福井県敦賀市桜ヶ丘町33番1号
	独立行政法人国立病院機構 あわら病院		福井県あわら市北潟238-1
	国立大学法人福井大学医学部附属病院	4210005005077	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	6040005003798	福井県勝山市長山町2丁目6番21号
	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院附属介護老人保健施設		福井県勝山市長山町2丁目6番21号
	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院		福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2
	独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設		福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2
滋賀県	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	1013205001281	滋賀県東近江市五智町255番地
	独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院	9160005002166	滋賀県甲賀市信楽町大字牧997番地
	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院		滋賀県大津市瀬田月輪町
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院		滋賀県大津市富士見台16-1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設	6040005003798	滋賀県大津市富士見台16-1
京都府	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	1013205001281	京都市伏見区深草向畑1-1
	独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター		京都府舞鶴市字行永2410番地
	独立行政法人国立病院機構 南京都病院		京都府城陽市中芦原11番地
	独立行政法人国立病院機構 宇多野病院	3130005005532	京都市右京区鳴滝音戸山町8
	国立大学法人京都大学医学部附属病院		京都市左京区聖護院川原町54番地
	独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター		6040005003798
大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	1013205001281	大阪府中央区法円坂2-1-14
	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター		大阪府河内長野市木戸東町2番1号
	独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター		大阪府堺市北区長曾根町1180番地
	独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター		大阪府豊中市刀根山五丁目1番1号
	国立大学法人大阪大学医学部附属病院	4120905002554	大阪府吹田市山田丘2番15号
	国立大学法人大阪大学歯学部附属病院	6040005003798	大阪府吹田市山田丘1番8号
	国立研究開発法人国立循環器病研究センター		大阪府吹田市岸部新町6番1号
	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院		大阪府堺市北区長曾根町1179番地3
	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院		大阪府福島区福島4-2-78
	独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院		大阪府港区磯路1丁目7番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	大阪府枚方市星丘4丁目8-1		
兵庫県	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	1013205001281	兵庫県姫路市本町68番地
	独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター		神戸市須磨区西落合3丁目1-1
	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院		兵庫県三田市大原1314番地
	独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院	5140005004060	兵庫県小野市市場町926番地453
	国立大学法人神戸大学医学部附属病院		神戸市中央区楠町7丁目5番2号
	神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター		神戸市中央区港島南町一丁目5番地1
	独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院		兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
	独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院	7020005008492	神戸市中央区籠池通4丁目1番23号
	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院	6040005003798	神戸市北区惣山町2丁目1-1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属健康管理センター		神戸市中央区東川崎町1-5-7
独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属介護老人保健施設	神戸情報文化ビルカルメニ17階		
	神戸市北区惣山町2丁目1-9		
奈良県	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	1013205001281	奈良県奈良市七条二丁目789番地
	独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター	6040005003798	奈良県大和郡山市小泉町2815番地
	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院		奈良県大和郡山市朝日町1番62号
和歌山県	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	1013205001281	和歌山県田辺市たきない町27番1号
	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	7020005008492	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138
	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院		和歌山県和歌山市木ノ本93番1

各種養成施設管内府県別指定状況一覧

令和6年3月31日 現在

分野		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
保健・衛生	管理栄養士	1	2	6	12	9	4	0	34
		1	2	6	13	9	4	0	35
	栄養士	1	1	3	7	4	1	1	18
		1	1	3	7	6	1	1	20
	小計	2	3	9	19	13	5	1	52
		2	3	9	20	15	5	1	55
福祉	社会福祉士	0	0	0	0	2	0	0	2
		0	0	0	0	3	0	0	3
	介護福祉士	0	1	2	7	4	1	0	15
		0	1	2	7	4	1	0	15
	福祉系大学等	1	2	14	12	9	1	0	39
		1	2	16	14	12	1	0	46
	福祉系高等学校	1	2	1	2	4	1	1	12
	1	2	1	2	4	2	1	13	
社	介護福祉士実務者	0	0	0	2	0	0	0	2
		0	0	0	3	0	0	0	3
	小計	2	5	17	23	19	3	1	70
	2	5	19	26	23	4	1	80	
医療	あん摩マッサージ指圧師	0	0	2	0	0	0	0	2
		0	0	2	0	0	0	0	2
	あん指師・はり師・きゅう師	0	0	2	2	1	0	0	5
		0	0	2	2	1	0	0	5
	小計	0	0	4	2	1	0	0	7
	0	0	4	2	1	0	0	7	
合計		4	8	30	44	33	8	2	129
		4	8	32	48	39	9	2	142

※ 上段は施設数、下段は課程数を示す

管理栄養士養成施設一覽(34施設 35課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
福井県	学校法人福井仁愛学園	4210005000672	仁愛大学 人間生活学部健康栄養学科	越前市大手町3-1-1	昼間	4年	75	H 21
滋賀県	公立大学法人滋賀県立大学	3160005005678	滋賀県立大学 人間化学部生活栄養学科	彦根市八坂町2500	昼間	4年	30	H 18
	学校法人龍谷大学	1130005004288	龍谷大学 農学部食品栄養学科	大津市瀬田大江町横谷1番5	昼間	4年	80	H 27
京都府	学校法人同志社	7130005004258	同志社女子大学 生活科学部食物栄養科学科管理栄養士専攻	京都市上京区今出川通寺町西入玄武町602	昼間	4年	80	S 44
	学校法人京都女子学園	9130005004297	京都女子大学 家政学部食物栄養学科	京都市東山区今熊野北日吉町35	昼間	4年	120	H 12
	学校法人大和学園	5130005004251	京都栄養医療専門学校 管理栄養士科	京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39	昼間	4年	40	H 12
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 健康科学部健康栄養学科管理栄養士専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼間	4年	80	H 14
	京都府公立大学法人	9130005006665	京都府立大学 生命環境学部食保健学科	京都市左京区下鴨半木町1-5	昼間	4年	25	H 14
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	京都華頂大学 現代家政学部食物栄養学科	京都市東山区林下町3-456	昼間	4年	60	H 28
大阪府	学校法人樟蔭学園	5122005000041	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科管理栄養士専攻	東大阪市菱屋西4-2-26	昼間	4年	120	H 14
	学校法人相愛学園	3120005004683	相愛大学 人間発達学部発達栄養学科	大阪市住之江区南港中4-4-1	昼間	4年	80	H 18
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪市立大学 生活科学部食品栄養科学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼間	4年	35	H 18
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪府立大学 地域保健学域総合リハビリテーション学類栄養療法学専攻	羽曳野市はびきの3-7-30	昼間	4年	30	H 15
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 健康科学部健康栄養学科	箕面市新稲2-11-1	昼間	4年	80	H 17
	学校法人金蘭会学園	9120905001361	千里金蘭大学 生活科学部食物栄養学科	吹田市藤白台5-25-1	昼間	4年	80	H 15
	学校法人玉手山学園	4122005001858	関西福祉科学大学 健康福祉学部福祉栄養学科	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼間	4年	80	H 15
	学校法人羽衣学園	3120105000277	羽衣国際大学 人間生活学部食物栄養学科	堺市西区浜寺南町1-89-1	昼間	4年	60	H 17
	学校法人帝塚山学院	9120005004703	帝塚山学院大学 人間科学部食物栄養学科管理栄養士課程	堺市南区晴美台4-2-2	昼間	4年	80	H 18
	学校法人常翔学園	8120005004778	摂南大学農学部食品栄養学科	枚方市長尾峠町45-1	昼間	4年	80	R 2
	学校法人大手前学園	5120005004616	大手前大学 健康栄養学部管理栄養学科	大阪市中央区大手前2-1-88	昼間	4年	80	H 28
	学校法人梅花学園	8120905000380	梅花女子大学 食文化学部管理栄養学科	茨木市宿久庄2-19-5	昼間	4年	40	H 29
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪公立大学 生活科学部食栄養学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼間	4年	65	R 4
	兵庫県	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 食物栄養科学部食物栄養学科	西宮市池開町6-46	昼間	4年	200
学校法人行吉学園		1140005002290	神戸女子大学 家政学部管理栄養士養成課程	神戸市須磨区東須磨青山2-1	昼間	4年	150	S 43
学校法人睦学園		7140005002285	兵庫大学 健康科学部栄養マネジメント学科	加古川市平岡町新在家2301	昼間	4年	80	H 13
学校法人園田学園		2140005010895	園田学園女子大学 人間健康学部食物栄養学科	尼崎市南塚口町7-29-1	昼間	4年	80	H 14
学校法人甲子園学院		4140005015793	甲子園大学 栄養学部栄養学科	宝塚市紅葉ガ丘10-1	昼間	4年	120	S 44
学校法人神戸学院		5140005002213	神戸学院大学 栄養学部栄養学科管理栄養学専攻	神戸市西区伊川谷町有瀬518	昼間	4年	95	S 43
学校法人松蔭女子学院		4140005002230	神戸松蔭女子学院大学 人間科学部食物栄養学科	神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1	昼間	4年	60	H 17
兵庫県公立大学法人		4140005021197	兵庫県立大学 環境人間学部環境人間学食環境栄養課程	姫路市新在家本町1-1-12	昼間	4年	40	H 21
学校法人甲南女子学園		1140005002209	甲南女子大学 医療栄養学部医療栄養学科	神戸市東灘区森北町6-2-23	昼間	4年	80	H 30
奈良県	学校法人帝塚山学園	1150005000640	帝塚山大学 現代生活学部食物栄養学科	奈良市学園南3-1-3	昼間	4年	120	H 18
	学校法人近畿大学	2122005000036	近畿大学 農学部食品栄養学科	奈良市中町3327-204	昼間	4年	80	H 10
	学校法人冬木学園	5150005003846	畿央大学 健康科学部健康栄養学科	北葛城郡広陵町馬見中4-2-2	昼間	4年	90	H 15
	国立大学法人奈良国立大学機構	2150005002173	奈良女子大学 生活環境学部食物栄養学科	奈良市北魚屋西町	昼間	4年	35	H 17

栄養士養成施設一覧(18施設 20課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
福井県	学校法人福井仁愛学園	4210005000672	仁愛女子短期大学 生活科学学科食物栄養専攻	福井市天池町43-1-1	昼間	2年	40	S 43
滋賀県	学校法人純美禮学園	1160005000383	滋賀短期大学 生活科学食健康コース	大津市竜が丘24-4	昼間	2年	45	H 21
京都府	学校法人京都文教学園	4130005004211	京都文教短期大学 ライフデザイン総合学科栄養士コース	宇治市槇島町千足80	昼間	2年	40	S 38
	学校法人大和学園	5130005004251	京都栄養医療専門学校 栄養士科	京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39	昼間	2年	120	S 49
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 健康科学部健康栄養学科健康スポーツ栄養専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼間	4年	40	H 25
大阪府	学校法人大阪成蹊学園	9120005004777	大阪成蹊短期大学 栄養学科	大阪市東淀川区相川3-10-62	昼間	2年	70	S 29
	学校法人大阪国際学園	2120005013982	大阪国際大学短期大学部 栄養学科	守口市藤田町6-21-57	昼間	2年	40	S 38
	学校法人大阪夕陽丘学園	2120005004783	大阪夕陽丘学園短期大学 食物栄養学科	大阪市天王寺区生玉寺町7-72	昼間	2年	120	S 43
	学校法人村上学園	9122005000038	東大阪大学短期大学部 実践食物学科栄養士コース	東大阪市西堤学園町3-1-1	昼間	2年	40	S 43
	学校法人三幸学園	4010005002326	辻学園栄養専門学校 栄養士学科	大阪市北区西天満1-3-17	昼間	2年	200	S 60
	学校法人樟蔭学園	5122005000041	大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科食物栄養専攻	東大阪市菱屋西4-2-26	昼間	4年	40	H 19
	学校法人帝塚山学院	9120005004703	帝塚山学院大学 人間科学部食物栄養学科健康実践栄養士課程	堺市南区晴美台4-2-2	昼間	4年	40	H 26
兵庫県	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学短期大学部 食生活学科	西宮市池開町6-46	昼間	2年	40	S 28
	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 食物栄養科学部食創造科学科	西宮市池開町6-46	昼間	4年	80	R 2
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子短期大学 食物栄養学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	2年	40	S 29
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部健康スポーツ栄養学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	4年	80	H 21
	学校法人みかひ学園	7140005013464	日本栄養専門学校 専門課程栄養士科	姫路市東延末2-165	昼間	2年	80	S 57
	学校法人甲子園学院	4140005015793	甲子園大学 栄養学部フードデザイン学科	宝塚市紅葉ガ丘10-1	昼間	4年	80	H 24
奈良県	学校法人佐保会学園	8150005000634	奈良佐保短期大学 生活未来科食物栄養コース	奈良市鹿野園町806	昼間	2年	40	S 42
和歌山県	学校法人和歌山信愛女学院	1170005000903	和歌山信愛女子短期大学 生活化学科食物栄養専攻	和歌山市相坂702-2	昼間	2年	50	S 44

社会福祉士学校施設 一覧(2施設 3課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
兵庫県	学校法人弘徳学園	6140005012715	豊岡短期大学 通信教育部社会福祉士養成通信課程	豊岡市戸牧160	通信	1年6月	300	H 14
兵庫県	学校法人平成医療学園	7120005007757	宝塚医療大学 社会福祉士一般養成課程(通信)	兵庫県宝塚市花屋敷緑方丘1	通信	1年9月	140	R 4
兵庫県	学校法人平成医療学園	7120005007757	宝塚医療大学 社会福祉士短期養成課程(通信)	兵庫県宝塚市花屋敷緑方丘1	通信	9月	60	R 4

介護福祉士学校施設一覽(15施設 15課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
滋賀県	学校法人滋賀学園	4160005006444	びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科健康福祉コース	東近江市布施町29	昼間	2年	30	H 6
京都府	学校法人佛教教育学園	5130005004243	華頂短期大学 専攻科介護専攻	京都市東山区林下町3-456	昼間	1年	20	H 31
大阪府	学校法人薫英学園	5120905001695	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科	摂津市正雀1-4-1	昼間	4年	20	H 17
	学校法人みどり学園	7120105003771	大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科	堺市南区高倉台1丁2-1	昼間	2年	30	H 14
	学校法人桃山学院	5120005004756	桃山学院大学 社会学部ソーシャルデザイン学科介護福祉 士受験資格課程	和泉市まなび野1-1	昼間	4年	20	H 28
	学校法人平成医療学園	7120005007757	宝塚医療大学 介護福祉別科	大阪市北区豊崎7-7-17	昼間	2年	60	R 2
	学校法人玉手山学園	9122005000038	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科介護福祉士養 成課程	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼間	4年	40	H 29
	学校法人村上学園	9122005000038	東大阪大学短期大学部 介護福祉学科	東大阪市西提学園町3-1-1	昼間	2年	80	H 30
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 介護福祉別科	箕面市新稲2丁目11番1号	昼間	2年	80	R 5
兵庫県	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部社会福祉学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼間	4年	40	H 18
	学校法人甲子園学院	4140005015793	甲子園短期大学 生活環境学科介護福祉フィールド	西宮市瓦林町4-25	昼間	2年	20	H 11
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部未来社会学科介護福祉士養 成課程	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼間	4年	50	H 12
	学校法人湊川相野学園	9140005015426	湊川短期大学 専攻科生活福祉専攻	三田市四ツ辻1430	昼間	1年	10	R 2
	学校法人大阪青山学園	7120905003475	大阪青山大学 介護福祉別科	川西市長尾町9-8	昼間	2年	80	R 5
奈良県	学校法人佐保会学園	8150005000634	奈良佐保短期大学 生活未来科生活福祉コース	奈良市鹿野園町806	昼間	2年	40	H 11

福祉系大学等一覧(39施設 46課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名称	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開講年度
福井県	公立大学法人福井県立大学	6210005005273	福井県立大学 看護福祉学部社会福祉学科	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	昼	4年	30	H 21
滋賀県	学校法人龍谷大学	1130005004288	龍谷大学 社会学部現代福祉学科	大津市瀬田大江町横谷1-5	昼	4年	195	H 21
	学校法人滋賀学園	4160005006444	びわこ学院大学 教育福祉部こども学科	滋賀県東近江市布施町29	昼	4年	20	H 26
京都府	学校法人佛教教育学園	5130005004243	佛教大学 社会福祉学部社会福祉学科(通信教育課程)	京都市北区紫野北花ノ坊町96	通	4年	150	H 21
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	佛教大学 社会福祉学部社会福祉学科	京都市北区紫野北花ノ坊町96	昼	4年	150	H 21
	京都府公立大学法人	9130005006665	京都府立大学 公共政策学部福祉社会学科	京都市左京区下鴨半木町1-5	昼	4年	52	H 21
	学校法人京都女子学園	9130005004297	京都女子大学 発達教育学部教育学科養護・福祉教育学専攻	京都市東山区今熊野北日吉町35	昼	4年	60	H 21
	学校法人聖母女子学院	3130005012470	聖母女子学院短期大学 生活科学科生活福祉専攻生活福祉コース	京都市伏見区深草田谷町1	昼	2年	10	H 21
	学校法人龍谷大学	1130005004288	龍谷大学短期大学部 社会福祉学科	京都市伏見区深草塚本町67	昼	2年	80	H 21
	学校法人綜藝種智院	5130005004235	種智院大学 人文学部社会福祉学科	京都市伏見区向島西定請70	昼	4年	15	H 21
	学校法人光華女子学園	1130005004230	京都光華女子大学 健康科学部医療福祉学科社会福祉専攻	京都市右京区西京極葛野町38	昼	4年	30	H 21
	学校法人ノートルダム女学院	1130005004263	京都ノートルダム女子大学 現代人間学部福祉生活デザイン学科社会福祉コース	京都市左京区下鴨南野々神町1	昼	4年	30	H 29
	学校法人立命館	9130005004289	立命館大学 産業社会学部現代社会学科人間福祉専攻	京都市北区等持院北町56-1	昼	4年	60	H 21
	学校法人真宗大谷学園	3130005004237	大谷大学 社会学部コミュニティデザイン学科社会福祉学コース	京都市北区小山上総町	昼	4年	50	H 21
	学校法人同志社	7130005004258	同志社大学 社会学部社会福祉学科	京都市上京区今出川通烏丸東入	昼	4年	98	H 21
	学校法人花園学園	9130005004264	花園大学 社会福祉学部社会福祉学科	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1	昼	4年	80	H 21
	学校法人花園学園	9130005004264	花園大学 社会福祉学部臨床心理学科	京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1	昼	4年	80	H 21
	学校法人佛教教育学園	5130005004243	京都華頂大学 現代家政学部現代家政学科	京都市東山区林下町3-456	昼	4年	40	H 23
	学校法人関西福祉学園	7130005004217	京都医療福祉専門学校 心理メディカル科	京都市伏見区竹田段川原町207	昼	2年	60	H 21
大阪府	学校法人薫英学園	5120905001695	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科	摂津市正雀1-4-1	昼	4年	80	H 21
	学校法人玉手山学園	4122005001858	関西福祉科学大学 社会福祉学部社会福祉学科	柏原市旭ヶ丘3-11-1	昼	4年	140	H 21
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪市立大学 生活科学部人間福祉学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼	4年	45	H 21
	学校法人桃山学院	5120005004756	桃山学院大学 社会学部ソーシャルデザイン学科	和泉市まなび野1-1	昼	4年	100	H 21
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類	堺市中区学園町1-1	昼	4年	55	H 21
	学校法人四天王寺学園	1120005004660	四天王寺大学 人文社会学部人間福祉学科	羽曳野市学園前3-2-1	昼	4年	70	H 21
	学校法人大谷学園	8120005004613	大阪大谷大学 人間社会学部人間社会学科社会福祉コース	富田林市錦織北3-11-1	昼	4年	40	H 21
	学校法人関西大学	6120905001356	関西大学 人間健康学部人間健康学科福祉と健康コース	堺市堺区香ヶ丘町1-11-1	昼	4年	100	H 22
	学校法人大阪歯科大学	3120005004782	大阪歯科大学 医療保健学部社会福祉士コース	枚方市楠葉花園8-1	昼	4年	15	H 29
	社会福祉法人大阪水上隣保館	3120905002241	大阪保育福祉専門学校 総合こども学科	三島郡島本町山崎5-3-10	昼	2年	80	H 31
	学校法人大阪滋慶学園	8120005004803	大阪保健福祉専門学校 社会福祉科(社会・精神保健福祉コース)	大阪市淀川区宮原1-2-47	昼	4年	40	H 21
	社会福祉法人南海福祉事業会	4120105000524	南海福祉看護専門学校 福祉専門課程介護社会福祉科介護・社会福祉士コース	高石市千代田6-12-53	昼	2年	20	H 21
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪公立大学 生活科学部人間福祉学科	大阪市住吉区杉本3-3-138	昼	4年	45	R 4
	公立大学法人大阪	5120005020803	大阪公立大学 現代システム科学域教育福祉学類	堺市中区学園町1-1	昼	4年	55	R 4

福祉系大学等一覧(39施設 46課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名称	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開講年度
兵庫県	学校法人関西学院	6140005015791	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科	西宮市上ヶ原1-155	昼	4年	130	H 21
	学校法人睦学園	7140005002285	兵庫大学 生涯福祉学部社会福祉学科	加古川市平岡町新在家2301	昼	4年	40	H 21
	学校法人武庫川学院	4140005015819	武庫川女子大学 文学部心理・社会福祉学科社会福祉コース	西宮市池開町6-46	昼	4年	70	H 21
	学校法人親和学園	3140005002231	神戸親和大学 発達教育学部福祉臨床学科	神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1	昼	4年	40	H 21
	学校法人親和学園	3140005002231	神戸親和大学 発達教育学部福祉臨床学科通信教育課程	神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1	通	4年	100	H 21
	学校法人演名山手学院	5140005010901	関西国際大学 教育学部教育福祉学科福祉学専攻	尼崎市潮江1-3-23	昼	4年	40	H 21
	学校法人神戸学院	5140005002213	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科	神戸市西区伊川谷町有瀬518	昼	4年	90	H 21
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部健康スポーツコミュニケーション学科	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼	4年	180	H 21
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部経営データビジネス学科	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼	4年	100	H 21
	学校法人都築学園	1290005001253	神戸医療未来大学 人間社会学部未来社会学科	神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5	昼	4年	120	H 21
	学校法人行吉学園	1140005002290	神戸女子大学 健康福祉学部社会福祉学科	神戸市中央区港島中町4-7-2	昼	4年	80	H 21
	学校法人関西金光学園	8120905001899	関西福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科	赤穂市新田380-3	昼	4年	110	H 21
奈良県	学校法人天理大学	9150005002893	天理大学 人間学部人間関係学科社会福祉専攻	天理市袖之内町1050	昼	4年	30	H 21

福祉系高等学校等一覧（12校 13課程）

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
福井県	福井県	4000020180009	福井県立奥越明成高等学校 生活福祉科福祉コース	大野市友江9-10	昼間	3年	26	H 21
滋賀県	滋賀県	7000020250007	滋賀県立長浜北星高等学校 総合学科	長浜市地福寺町3-72	昼間	3年	40	H 21
	学校法人綾羽育英会	1160005008419	綾羽高等学校 福祉科	草津市西洪川1丁目18番1号	昼間	3年	40	H 21
京都府	京都府	2000020260002	京都府立京都八幡高等学校 介護福祉科	八幡市内里柿谷16-1	昼間	3年	30	H 21
大阪府	大阪府	4000020270008	大阪府立淀商業高等学校 福祉ボランティア科	大阪市西淀川区野里3丁目3番15号	昼間	3年	40	H 21
	学校法人淀之水学院	1120005004768	昇陽高等学校 福祉科福祉コース	大阪市此花区朝日1丁目1番9号	昼間	3年	42	H 21
兵庫県	兵庫県	8000020280003	兵庫県立龍野北高等学校 総合福祉科・介護福祉類型	たつの市新宮町芝田125-2	昼間	3年	40	H 21
	兵庫県	8000020280003	兵庫県立日高高等学校 福祉科	豊岡市日高町岩中1番地	昼間	3年	40	H 21
	学校法人睦学園	7140005002285	兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 普通科介護福祉士コース	神戸市須磨区行幸町2-7-3	昼間	3年	26	H 23
	兵庫県	8000020280003	兵庫県立武庫荘総合高等学校 福祉探求科	尼崎市武庫之荘8-31-1	昼間	3年	40	H 30
奈良県	奈良県	1000020290009	奈良県立榛生昇陽高等学校（総合学科（こども・福祉科）） 奈良県立宇陀高等学校こども・福祉科	宇陀市榛原区下井足210番地	昼間	3年	40	H 21
	奈良県	1000020290009	奈良県立宇陀高等学校 専攻科 介護福祉科	宇陀市榛原区下井足210番地	昼間	2年	40	R 3
和歌山県	和歌山県	4000020300004	和歌山県立有田中央高等学校 総合学科福祉系列	有田郡有田川町大字下津野459	昼間	3年	26	H 21

介護福祉士実務者学校一覧(2施設 3課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	施設名	所在地	昼夜通の別	修業年限	入学定員	開校年度
大阪府	学校法人城南学園	7120005004663	大阪城南女子短期大学 介護福祉士実務者学校通信課程	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26	通信	9月	100	H 25
	学校法人城南学園	7120005004663	大阪城南女子短期大学 介護福祉士実務者学校	大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26	昼間	1年6月	20	R 3
	学校法人千代田学園	2120105005401	大阪千代田短期大学 介護福祉士実務者研修	大阪府河内長野市小山田町1685	通信	6月	1200	H 26

あん摩マッサージ指圧師養成施設一覧(2施設 2課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼・夜の別	修業年限	入学定員	開校年度
京都府	京都府	2000020260002	京都府立視力障害者福祉センター(視)	京都市左京区下鴨森本町21	昼間	3年	10	H 7
	学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都仏眼鍼灸理療専門学校	京都市東山区一橋宮ノ内町7	夜間	3年	25	S 26

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設一覧(5施設 5課程)

令和6年3月31日 現在

府県名	設置者	法人番号	名 称	所 在 地	昼・夜の別	修業年限	入学定員	開校年度
京都府	京都府	2000020260002	京都府立視力障害者福祉センター(視)	京都市左京区下鴨森本町21	昼間	3年	10	S 28
	学校法人京都仏眼教育学園	4130005013451	京都仏眼鍼灸理療専門学校	京都市東山区一橋宮ノ内町7	昼間	3年	20	S 26
大阪府	学校法人行岡保健衛生学園	3120005004766	大阪行岡医療専門学校長柄校	大阪市北区長柄西1-7-53	昼間	3年	50	S 28
	学校法人関西医療学園	1120105006458	関西医療学園専門学校	大阪市住吉区苅田6-18-23	昼間	3年	30	S 35
兵庫県	厚生労働省	6000012070001	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	神戸市西区曙町1070	昼間	3年	20	S 27

医師 臨床研修病院一覽(基幹型)

令和6年3月31日現在

府県名	臨床研修病院名	法人番号	所在地
福井県 (7)	福井大学医学部附属病院	4210005005077	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
	福井県立病院	4000020180009	福井市四ツ井2-8-1
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部福井県済生会病院	3010405001696	福井市和田中町舟橋7-1
	福井赤十字病院	6010405002452	福井市月見2-4-1
	市立敦賀病院	6000020182028	敦賀市三島町1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	5000020188018	小浜市大手町2-2
	福井総合病院	3210005000095	福井市江上町58-16-1
滋賀県 (14)	地方独立行政法人市立大津市民病院	9000020252018	大津市本宮2-9-9
	大津赤十字病院	6010405002452	大津市長等1-1-35
	滋賀医科大学医学部附属病院	9160005002166	大津市瀬田月輪町
	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	3010405001696	栗東市大橋2丁目4番1号
	滋賀県立総合病院	7000020250007	守山市守山五丁目4番30号
	長浜赤十字病院	6010405002452	長浜市宮前町14番7号
	市立長浜病院	9000020252034	長浜市大戌亥町313
	地方独立行政法人公立甲賀病院	5000020258679	甲賀市水口町松尾1256
	彦根市立病院	9000020252026	彦根市八坂町1882
	高島市民病院	2000020252123	高島市勝野1667番地
	近江八幡市立総合医療センター	9000020252042	近江八幡市土田町1379
	社会医療法人誠光会 淡海医療センター	8160005008404	草津市矢橋町1660
	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	1013205001281	東近江市五智町255番地
	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	6040005003798	大津市富士見台16-1
京都府 (24)	独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	1013205001281	舞鶴市字行永2410番地
	京都中部総合医療センター	1000020268046	南丹市八木町八木上野25番地
	医療法人医仁会武田総合病院	4130005003774	京都市伏見区石田森南町28番地の1
	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	1013205001281	京都市伏見区深草向畑町1-1
	京都市立病院	7130005012392	京都市中京区壬生東高田町1-2
	京都第一赤十字病院	6010405002452	京都市東山区本町15丁目749番地
	京都第二赤十字病院	6010405002452	京都市上京区春帯町355-5
	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	6040005003798	京都市北区小山下総町27
	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院	2130005004188	京都市山科区音羽珍事町2
	京都桂病院	2130005004469	京都市西京区山田平尾町17番地
	京都大学医学部附属病院	3130005005532	京都市左京区聖護院川原町54
	京都府立医科大学附属病院	9130005006665	京都市上京区梶井町465
	公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院	9130005012424	京都市右京区太秦土本町2-1
	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院	1120005005403	宇治市梶島町石橋145
	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	2010005002559	舞鶴市字浜1035
	医療法人財団康生会武田病院	9130005003869	京都市下京区東塩小路町841-5
	社会医療法人岡本病院(財団)京都岡本記念病院	8130005003795	久世郡久御山町佐山西ノ口100番地
	社会福祉法人恩賜財団京都済生会病院	3010405001696	長岡京市下海印下内田101番地
	医療法人社団洛和会洛和会丸太町病院	2130005004188	京都市中京区七本松通丸太町上ル
	京都府立医科大学附属北部医療センター	9130005006665	与謝郡与謝野町字男山481
	綾部市立病院	3000020262030	綾部市青野町大塚20-1
	市立福知山市市民病院	4000020262013	福知山市厚中町231番地
	京都山城総合医療センター	8000020268089	木津川市木津駅前一丁目27番地
	特定医療法人 健康会 新京都南病院	2130005003834	京都市下京区七条御所ノ内北町94番地
大阪府 (70)	市立池田病院	6000020272043	池田市城南3丁目1番18号
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会吹田病院	3010405001696	吹田市川園町1番2号
	市立豊中病院	6000020272035	豊中市柴原町4-14-1
	大阪大学医学部附属病院	4120905002554	吹田市山田丘2-15
	箕面市立病院	1000020272205	箕面市萱野5-7-1

医師 臨床研修病院一覽(基幹型)

令和6年3月31日現在

府県名	臨床研修病院名	法人番号	所在地
大阪府 (70)	高槻赤十字病院	6010405002452	高槻市阿武野1-1-1
	社会医療法人愛仁会高槻病院	6120005004805	高槻市古曾部町1-3-13
	大阪医科薬科大学病院	5120905001893	高槻市大学町2-7
	市立ひらかた病院	8000020272108	枚方市禁野本町2丁目14番1号
	独立行政法人地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター	6040005003798	枚方市星丘4丁目8番1号
	パナソニック健康保険組合松下記念病院	6700150026413	守口市外島町5-55
	関西医科大学総合医療センター	4120005013980	守口市文園町10-15
	関西医科大学附属病院	4120005013980	枚方市新町2丁目3番1号
	医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院	1120005005403	八尾市若草町1-17
	社会医療法人若弘会若草第一病院	3120005005748	東大阪市若草町1-6
	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	1013205001281	河内長野市木戸東町2-1
	近畿大学病院	2122005000036	大阪狭山市大野東377-2
	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院	7020005008492	堺市北区長曾根町1179-3
	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	7120105007723	堺市西区家原寺町1丁目1番1号
	耳原総合病院	9120105000131	堺市堺区協和町4丁465
	市立岸和田市民病院	6000020272027	岸和田市額原町1001番地
	りんくう総合医療センター	6120105007625	泉佐野市りんくう往来北2-23
	和泉市立総合医療センター	6000020272191	和泉市和気町四丁目5番1号
	医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	1120005005403	岸和田市加守町4-27-1
	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	1013205001281	大阪市中央区法円坂2-1-14
	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	6120005010076	大阪市住吉区万代東3-1-56
	大阪市立総合医療センター	9120005017465	大阪市都島区都島本通2-13-22
	西日本旅客鉄道株式会社大阪鉄道病院	1120001059675	大阪市阿倍野区松崎町1-2-22
	大阪赤十字病院	6010405002452	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30
	大阪府済生会中津病院	3010405001696	大阪市北区芝田2-10-39
	独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院	6040005003798	大阪市福島区福島4丁目2番78号
	国家公務員共済組合連合会大手前病院	2010005002559	大阪市中央区大手前1-5-34
	公益財団法人日本生命済生会日本生命病院	5120005015159	大阪市西区江之子島2-1-54
	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院	3120005014897	大阪市北区扇町2丁目4番20号
	医療法人警和会 大阪警察病院	5120005019969	大阪市天王寺区北山町10番31号
	一般財団法人住友病院	8120005015271	大阪市北区中之島5丁目3番20号
	関西電力病院	3120001059632	大阪市福島区福島2-1-7
	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	2140005000236	大阪市東淀川区柴島1-7-50
	大阪公立大学医学部附属病院	5120005020803	大阪市阿倍野区旭町1-5-7
	社会医療法人愛仁会千船病院	6120005004805	大阪市西淀川区福町3-2-39
	大阪府済生会泉尾病院	3010405001696	大阪市大正区北村3丁目4番5号
	医療法人河内友紘会河内総合病院	7122005000964	東大阪市横枕1番31号
	社会医療法人きつこう会 多根総合病院	5120005004987	大阪市西区九条南1丁目12番21号
	八尾市立病院	8000020272124	八尾市龍華町1-3-1
	社会医療法人生長会府中病院	7120105006799	和泉市肥子町1-10-17
社会医療法人生長会ベルランド総合病院	7120105006799	堺市中区東山500-3	
社会医療法人仙養会北摂総合病院	3120905001846	高槻市北柳川町6-24	
社会医療法人阪南医療福祉センター阪南中央病院	9120105004355	松原市南新町3-3-28	
泉大津市立病院	5000020272060	泉大津市下条町16番1号	
市立吹田市民病院	6120905005010	吹田市岸部新町5番7号	
医療法人藤井会石切生喜病院	9122005000252	東大阪市弥生町18番28号	
医療法人橋会東住吉森本病院	2120005005336	大阪市東住吉区鷹合3-2-66	

医師 臨床研修病院一覽(基幹型)

令和6年3月31日現在

府県名	臨床研修病院名	法人番号	所在地
大阪府 (70)	医療法人徳洲会野崎徳洲会病院	1120005005403	大東市谷川2丁目10番50号
	大阪府済生会富田林病院	3010405001696	富田林市向陽台1-3-36
	医療法人徳洲会松原徳洲会病院	1120005005403	松原市天美東7-13-26
	市立貝塚病院	4000020272086	貝塚市堀3丁目10番20号
	医療法人春秋会城山病院	7120105005165	羽曳野市はびきの2丁目8番1号
	公益財団法人浅香山病院	9120105007713	堺市堺区今池町3丁目3番16号
	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	6120105001173	堺市西区浜寺船尾町東4丁244番地
	医療法人宝生会PL病院	5120105004895	富田林市大字新堂2204
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会野江病院	3010405001696	大阪市城東区古市1-3-25
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	3010405001696	吹田市津雲台1丁目1番6号
	地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	8000020272272	東大阪市西岩田3-4-5
	社会医療法人清恵会清恵会病院	6120105000101	堺市堺区南安井町1丁目1番1号
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会茨木病院	3010405001696	茨木市見付山2-1-45
	医療法人育和会記念病院	5120005004839	大阪市生野区巽北3-20-29
	西淀病院	4120005003833	大阪市西淀川区野里3-5-22
	国家公務員共済組合連合会枚方公済病院	2010005002559	大阪府枚方市藤阪東町1-2-1
社会医療法人弘道会 守口生野記念病院	3120005013998	大阪府守口市佐太中町6-17-33	
社会医療法人弘道会なにわ生野病院	3120005013998	大阪市浪速区大国1-10-3	
兵庫県 (46)	独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター	1013205001281	神戸市須磨区西落合3-1-1
	神戸市立医療センター中央市民病院	8140005004966	神戸市中央区港島南町2-1-1
	神戸市立西神戸医療センター	7140005001717	神戸市西区糺台5-7-1
	独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院	6040005003798	神戸市北区惣山町2-1-1
	社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院	5140005001966	神戸市中央区脇浜町1-4-47
	神戸大学医学部附属病院	5140005004060	神戸市中央区楠町7-5-2
	神戸市立医療センター西市民病院	8140005004966	神戸市長田区一番町2-4
	独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院	7020005008492	尼崎市稲葉荘3丁目1番69号
	兵庫県立尼崎総合医療センター	8000020280003	尼崎市東難波町2-17-77
	公立学校共済組合近畿中央病院	8700150003179	伊丹市車塚3-1
	兵庫医科大学病院	8140005015815	西宮市武庫川町1-1
	地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院	2140005010136	加古川市加古川町本町439番地
	高砂市民病院	1000020282162	高砂市荒井町紙町33-1
	西脇市立西脇病院	1000020282138	西脇市下戸田652番地の1
	市立加西病院	4000020282201	加西市北条町横尾1-13
	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	1013205001281	姫路市本町68番地
	姫路赤十字病院	6010405002452	姫路市下手野1丁目12番1号
	公立豊岡病院組合立豊岡病院	2000020288241	豊岡市戸牧1094
	兵庫県立丹波医療センター	8000020280003	丹波市氷上町石生2002番地7
	兵庫県立淡路医療センター	8000020280003	洲本市塩屋1-1-137
	兵庫県立西宮病院	8000020280003	西宮市六湛寺町13-9
	姫路聖マリア病院	4140005013376	姫路市仁豊野650番地
	明石市立市民病院	8140005013067	明石市鷹匠町1番33号
	独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院	7020005008492	神戸市中央区籠池通4丁目1-23
	医療法人伯鳳会赤穂中央病院	7140005007540	赤穂市惣門町52番地の6
	医療法人明和病院	7140005016129	西宮市上鳴尾町4番31号
	赤穂市民病院	2000020282120	赤穂市中広1090番地
	川西市立総合医療センター	9000020282171	川西市火打1丁目4番1号
	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	8000020280003	姫路市神屋町3-264

医師 臨床研修病院一覽(基幹型)

令和6年3月31日現在

府県名	臨床研修病院名	法人番号	所在地
兵庫県 (46)	公立八鹿病院	8000020288624	養父市八鹿町八鹿 1878-1
	市立伊丹病院	8000020282073	伊丹市昆陽池1丁目100番地
	医療法人川崎病院	1140005001796	神戸市兵庫区東山町3丁目3-1
	公益財団法人甲南会甲南医療センター	7140005020378	神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16
	市立芦屋病院	8000020282065	芦屋市朝日ヶ丘町39番1号
	神戸掖済会病院	9010005003567	神戸市垂水区学が丘1-21-1
	宝塚市立病院	1000020282146	宝塚市小浜4丁目5番1号
	北播磨総合医療センター	1000020289736	小野市市場町926-250
	三田市民病院	8000020282197	三田市けやき台3丁目1番地の1
	神戸赤十字病院	6010405002452	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1
	西宮市立中央病院	8000020282049	西宮市林田町8番24号
	社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院	3010405001696	神戸市北区藤原台中町5-1-1
	尼崎医療生協病院	6140005011535	尼崎市南武庫之荘12-16-1
	兵庫県立加古川医療センター	8000020280003	加古川市神野町神野203
	社会医療法人愛仁会 明石医療センター	9140005006433	明石市大久保町八木743-33
	公立宍粟総合病院	1000020282278	宍粟市山崎町鹿沢93
社会医療法人三栄会 ツカザキ病院	7140005013332	姫路市網干区和久68-1	
奈良県 (10)	奈良県総合医療センター	9150005008437	奈良市七条西町2丁目897-5
	公益財団法人天理よろづ相談所病院	8150005007910	天理市三島町200番地
	奈良県西和医療センター	9150005008437	生駒郡三郷町三室1-14-16
	奈良県立医科大学附属病院	4150005005570	橿原市四条町840
	済生会中和病院	3010405001696	桜井市阿部323番地
	大和高田市立病院	3000020292028	大和高田市磯野北町1番1号
	社会医療法人健生会土庫病院	2150005006257	大和高田市日之出町12-3
	近畿大学奈良病院	2122005000036	生駒市乙田町1248番1
	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター	9000020298531	吉野郡大淀町大字福神8-1
	市立奈良病院	4000020292010	奈良市東紀寺町一丁目50番1号
和歌山県 (9)	日本赤十字社和歌山医療センター	6010405002452	和歌山市小松原通4-20
	和歌山県立医科大学附属病院	3170005001874	和歌山市紀三井寺811-1
	独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	1013205001281	田辺市たきない町27-1
	紀南病院	6000020308391	田辺市新庄町46-70
	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院	7020005008492	和歌山市木ノ本93番1
	新宮市立医療センター	4000020302074	新宮市蜂伏18-7
	ひだか病院	5000020308285	御坊市藪116番地の2
	和歌山生協病院	5170005001261	和歌山市有本143-1
	橋本市民病院	6000020302031	橋本市小峰台2-8-1
合計	180病院		

歯科医師 臨床研修施設一覽

令和6年3月31日現在

府県名	臨床研修施設名	法人番号	所在地	区分	
				単独型	管理型
福井県 (3)	福井大学医学部附属病院	4210005005077	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3		○
	福井赤十字病院	6010405002452	福井市月見2-4-1		○
	福井総合クリニック	3210005000095	福井市新田塚1-42-1		○
滋賀県 (6)	滋賀医科大学医学部附属病院	9160005002166	大津市瀬田月輪町		○
	公立甲賀病院	5000020258679	甲賀市水口町松尾1256	○	
	地方独立行政法人市立大津市民病院	9000020252018	大津市本宮二丁目9-9	○	
	滋賀県立総合病院	7000020250007	守山市守山五丁目4番30号	○	
	彦根市立病院	9000020252026	彦根市八坂町1882		○
	医療法人緑和会草津グリーン歯科	3160005008714	栗東市小橋五丁目10-11-2-1 KONANファーストBLD2階		○
京都府 (10)	京都大学医学部附属病院	3130005005532	京都市左京区聖護院川原町54	○	
	京都府立医科大学附属病院	9130005006665	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	○	
	京丹後市立久美浜病院	4000020262129	京丹後市久美浜町161	○	
	京都第一赤十字病院	6010405002452	京都市東山区本町15丁目749番地		○
	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院	1120005005403	宇治市槇島町石橋145番	○	
	宇治武田病院	-	宇治市宇治里尻36-26		○
	医療法人社団翔志会 たけち歯科クリニック	9130005012408	京都市中京区壬生神明町1番地39 articles 1F	○	
	京都第二赤十字病院	6010405002452	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5		○
	医療法人医仁会武田総合病院	4130005003774	京都市伏見区石田森南町28番地の1	○	
	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院	2130005004188	京都市山科区音羽珍事町2	○	
大阪府 (24)	大阪大学歯学部附属病院	4120905002554	吹田市山田丘1番8号		○
	大阪歯科大学附属病院	3120005004782	大阪市中央区大手前1丁目5番17号	○	○
	大阪医科薬科大学病院	5120905001893	高槻市大学町2-7	○	
	近畿大学病院	2122005000036	大阪狭山市大野東377-2	○	
	関西医科大学附属病院	4120005013980	枚方市新町2丁目3番1号	○	
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	6120005010076	大阪市住吉区万代東3-1-56	○	
	医療法人協仁会小松病院	4120005012644	寝屋川市川勝町11-6	○	
	大阪府済生会中津病院	3010405001696	大阪市北区芝田2-10-39	○	
	医療法人柏康会デンタルクリニックT.T.C.	7122005002812	東大阪市長堂1-3-12	○	○
	三上歯科クリニック	-	枚方市東香里元町13-10	○	
	市立池田病院	6000020272043	池田市城南3丁目1番18号		○
	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	8000020272272	東大阪市西岩田3-4-5		○
	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院	7020005008492	堺市北区長曾根町1179-3	○	
	市立豊中病院	6000020272035	豊中市柴原町4丁目14番1号	○	
	医療法人白亜会小室歯科近鉄阿倍野診療所	9120005005478	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43あべのハルカス近鉄本店8階		○
	医療法人博悠会名取病院歯科口腔外科	6120005005506	大阪市西淀川区大野2-1-32	○	
	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	1013205001281	大阪市中央区法円坂2-1-14	○	
	医療法人徳洲会松原徳洲会病院	1120005005403	松原市天美東7丁目13番26号	○	
	医療法人徳真会みのおデンタルクリニック	6120905001521	箕面市西宿1-11-5		○
	コープおおさか病院	8120005004423	大阪市鶴見区鶴見3-6-22		○
	医療法人誠仁会りょうき歯科クリニック	5122005000215	東大阪市森河内西1丁目16-3	○	○
	大阪市立総合医療センター	9120005017465	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	○	
	大阪公立大学医学部附属病院	5120005020803	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	○	
	大阪赤十字病院	6010405002452	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	○	
兵庫県 (19)	神戸大学医学部附属病院	5140005004060	神戸市中央区楠町7-5-2	○	
	兵庫医科大学病院	8140005015815	西宮市武庫川町1番1号	○	
	神戸市立医療センター中央市民病院	8140005004966	神戸市中央区港島南町2丁目1-1	○	
	公立学校共済組合近畿中央病院	8700150003179	伊丹市車塚3-1	○	
	姫路赤十字病院	6010405002452	姫路市下手野1丁目12番1号		○
	兵庫県立淡路医療センター	8000020280003	洲本市塩屋1丁目1番137号	○	
	公立豊岡病院組合立豊岡病院	2000020288241	豊岡市戸牧1094	○	
	医療法人社団 中川歯科医院	1140005013370	姫路市大津区天満192-6		○
	宝塚市立病院	1000020282146	宝塚市小浜4丁目5番1号	○	
	市立伊丹病院	8000020282073	伊丹市昆陽池1丁目100番地	○	
	いなだ歯科クリニック	9140005007497	たつの市揖保川町新在家207-15		○
	医療法人社団けんこう会 つだ歯科	4140005014936	姫路市飾磨区英賀清水町1丁目25番地		○
	神戸市立医療センター西市民病院	8140005004966	神戸市長田区一番町2-4		○
	アップル歯科クリニック	4140005006405	明石市大久保町高丘3-3-1	○	
	永井歯科・矯正歯科	5140005011767	尼崎市南武庫之荘2丁目33番6号グランディール1階		○
	医療法人社団松田歯科医院	6140005002096	神戸市兵庫区吉田町2丁目40-8	○	
	イオンモール姫路大津歯科	7020005010829	姫路市大津区大津町二丁目5番地イオンモール姫路大津店1階		○
	尼崎総合医療センター	8000020280003	尼崎市東難波町2丁目17番77号		○
	ときわ病院	2140005005945	三木市志染町広野5丁目271	○	
	奈良県(1)	奈良県立医科大学附属病院	4150005005570	橿原市四条町840番地	○
和歌山県 (3)	和歌山県立医科大学附属病院	3170005001874	和歌山市紀三井寺811-1	○	
	日本赤十字社和歌山医療センター	6010405002452	和歌山市小松原通四丁目20番地	○	
	紀南病院	6000020308391	田辺市新庄町46番地の70	○	
合計		66施設		(42件)	(27件)

総合衛生管理製造過程承認施設一覧

※令和5年4月1日現在

・乳

府 県 市 名	施 設 名 [法人番号]	品 目	承 認 年 月 日
滋 賀 県	株 式 会 社 高 木 牧 場 [6160001010910]	牛 乳	1999年11月24日
大 阪 府	日 本 酪 農 協 同 株 式 会 社 近 畿 工 場 [8120001040678]	牛 乳	1998年12月25日
		加 工 乳	1998年12月25日
堺 市	泉 南 乳 業 株 式 会 社 堺 工 場 [7120101038210]	牛 乳	1999年10月 1日
計	3施設	4品目	

・乳製品

府 県 市 名	施 設 名 [法人番号]	品 目	承 認 年 月 日
大 阪 府	日 本 酪 農 協 同 株 式 会 社 近 畿 工 場 [8120001040678]	乳 飲 料	1998年12月25日
計	1施設	1品目	

※平成30年6月の法改正により、令和2年6月に承認制度が廃止され、3年間の有効期限経過後は、失効することになります。近畿厚生局管内の施設については、令和5年6月25日をもってすべての施設が失効されました。

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

令和6年3月31日現在

登録検査機関 [法人番号] 及び所在地	検査施設の名称及び所在地	区分
(株)北陸環境科学研究所 [7210001004600] 福井市光陽四丁目4番27号	(株)北陸環境科学研究所 福井市光陽四丁目4番27号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)日吉 [4160001010945] 近江八幡市北之庄町908番地	(株)日吉 近江八幡市北之庄町908番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一社)京都微生物研究所 [9130005002581] 京都市山科区川田御出町3番地の4	(一社)京都微生物研究所 本部ラボ 京都市山科区川田御出町14番地1	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(公社)大阪食品衛生協会 [6120005003253] 大阪市中央区伏見町二丁目4番6号	(公社)大阪食品衛生協会 食品検査センター 大阪市大正区三軒家東二丁目11番13号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)東邦微生物病研究所 [1120001045758] 大阪市浪速区下寺三丁目11番14号	(株)東邦微生物病研究所 大阪市浪速区下寺三丁目11番14号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一社)日本油料検定協会 [5140005001454] 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地	(一社)日本油料検定協会 総合分析センター 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(公財)兵庫県予防医学協会 [8140005001781] 神戸市灘区岩屋北町一丁目8番1号	(公財)兵庫県予防医学協会 神戸市東灘区御影本町六丁目5番2号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)日本食品エコロジー研究所 [4140001020946] 神戸市中央区小野浜町1番9号	(株)日本食品エコロジー研究所 食品分析センター 神戸市中央区小野浜町1番9号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)テクノサイエンス [9160001015378] 滋賀県守山市水保町2477番地	(株)テクノサイエンス 滋賀県守山市水保町2477番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
環境衛生薬品(株) [3120001042398] 大阪市中央区本町1丁目8番12号	環境衛生薬品(株) 関西学研ラボラトリー 京都府相楽郡精華町光台三丁目6番1号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(株)総合水研究所 [1120101003962] 堺市堺区神南辺町1丁4番地6	(株)総合水研究所 食品分析センター 堺市西区浜寺石津町中2丁6番34号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財)ポーケン品質評価機構 [9120005014495] 大阪市港区築港一丁目6番24号	(一財)ポーケン品質評価機構 大阪認証・分析センター 大阪市港区築港一丁目6番24号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
アクア環境(株) [9140001053116] 兵庫県尼崎市開明町1丁目61	アクア環境(株) 兵庫県尼崎市開明町1丁目61	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

令和6年3月31日現在

登録検査機関 [法人番号] 及び所在地	検査施設の名称及び所在地	区 分
(一社) 全日検※ [9010405008521] 東京都港区海岸三丁目1番8号	(一社) 全日検 全日検理化学分析センター 神戸市中央区波止場町3番4号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 日本食品分析センター※ [3011005000295] 東京都渋谷区元代々木町52番1号	(一財) 日本食品分析センター 大阪支所 吹田市豊津町3番1号	法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
	(一財) 日本食品分析センター 彩都研究所 茨木市彩都あさぎ七丁目4番41号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 化学研究評価機構※ [3010005018686] 東京都中央区新川一丁目4番1号	(一財) 化学研究評価機構 高分子試験・評価センター大阪事業所 東大阪市高井田中一丁目5番3号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 新日本検定協会※ [7010405010561] 東京都港区高輪三丁目25番23号	(一財) 新日本検定協会 SK阪神分析センター 大阪市住之江区南港中六丁目2番57号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 日本食品検査※ [7010405001908] 東京都大田区平和島4丁目1番23号	(一財) 日本食品検査 関西事業所 神戸市中央区港島南町3丁目2番6号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 食品環境検査協会※ [6010005002803] 東京都江東区新木場2丁目10番3号	(一財) 食品環境検査協会 神戸事業所 神戸市中央区港島3丁目2番1号	法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 日本文化用品安全試験所※ [6010605002384] 東京都墨田区東駒形4丁目22番4号	(一財) 日本文化用品安全試験所 大阪事業所 東大阪市水走3丁目6番14号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
日本エコテック(株)※ [1010001061832] 東京都中央区京橋3丁目12番2号	日本エコテック(株)大阪分析センター 大阪府河内長野市小山田町345番地	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
いであ(株)※ [7010901005494] 東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号	いであ(株)食品分析センター 大阪市住之江区南港北1丁目24番22号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
(一財) 日本穀物検定協会※ [3010005018629] 東京都中央区日本橋兜町15番6号	(一財) 日本穀物検定協会 神戸分析センター 神戸市中央区磯辺通一丁目1番37号	法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項
管内検査機関23機関	24施設	

※印は、本部が関東信越厚生局管内で、検査を行う検査施設が近畿厚生局管内にあるもの

対EU輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
株式会社セントラル・コールド・ストレージ 第5冷凍倉庫 [7120001026496]	大阪市此花区桜島3丁目4-76	カニ風味かまぼこ
ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第1工場 ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第2工場 ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第3工場 [9140001062447]	姫路市夢前町置本327-16	蒲鉾
串本食品株式会社 [6170001011759]	和歌山県東牟婁郡串本町串本 1557	養殖本鮪冷凍ロイン、養殖本鮪冷凍柵 冷凍鰹タタキ、冷凍鮪タタキ
5施設		

対米輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
ヤマサ蒲鉾株式会社 [9140001062447]	姫路市夢前町置本327-16	魚肉ねり製品
株式会社川喜 [1120101001628]	堺市堺区老松町1丁1番地	定塩紅鮭フィレー
2施設		

対韓国輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
東洋冷蔵株式会社大阪支店 [3010601030301]	大阪府泉佐野市住吉町27-14	冷凍クロマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、 ピン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍ミナマグロ (カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、 胃袋、卵巣)、冷凍メバチマグロ(カマ、頭肉、 ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣)、 冷凍キハダマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ 肉、ピン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍メカジキ (カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ピン肉、心臓、 胃袋、卵巣)
キョクヨー秋津冷蔵株式会社 [9120001028813]	大阪市港区港晴5丁目2番60号	冷凍ブリ(カマ、頭)、冷凍助子、冷凍ホキ 卵、冷凍鮭(カマ、頭)
株式会社 播磨灘 [8140001060864]	兵庫県姫路市白浜町甲912-18	冷凍アカエイ肝
3施設		

対ブラジル輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	登録番号
福島鰹株式会社 京都南丹工場 [4130001022316]	京都府南丹市八木町玉ノ井北沢40	BR010122
ヤマヒデ食品株式会社 [7140001036386]	兵庫県三木市別所町巴29番地	BR010123
カネテツデリカフーズ(株) 六甲工場 [8140001023937]	神戸市東灘区向洋町西5-8	BR010129
3施設		

対米輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
2施設		

対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内蔵(冷凍)
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
新田ゼラチン株式会社 大阪工場 [2120001039437]	八尾市二俣2-22	ゼラチン
株式会社籠谷 浜風工場 [2140001043957]	兵庫県高砂市荒井町新浜2丁目9番21号	卵製品
4施設		

対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
(公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762]	近江八幡市長光寺町1089番地4	牛肉
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内蔵
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
伊藤ハム株式会社 六甲工場 [6140001018996]	神戸市東灘区向洋町西5-7	食肉製品
4施設		

対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和6年3月31日現在

施設名 [法人番号]	所在地	輸出品目
(公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762]	近江八幡市長光寺町1089番地4	牛肉
京都市と畜場/京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145]	京都市南区吉祥院石原東之口町2番地	牛肉、牛内蔵
和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649]	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	牛肉
神戸市立食肉センター/株式会社ケイ・ピー・シー [9000020281000]/[2130001012145]	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	牛肉
大和食品株式会社 和泉工場 [3120101004240]	大阪府和泉市幸2-6-6	牛肉製品
大和食品株式会社 本社工場 [3120101004240]	大阪府堺市中区毛穴町126-1	牛肉製品
6施設		